

令和元年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

令和元年9月6日（金曜日）

出席議員（21名）

2番	大 后 治 雄 君	3番	二 宮 由 子 君
4番	実 川 圭 子 君	5番	森 田 真 一 君
6番	尾 崎 利 一 君	7番	上 林 真 佐 恵 君
8番	中 村 庄 一 郎 君	9番	根 岸 聡 彦 君
10番	木 下 富 雄 君	11番	森 田 博 之 君
12番	蜂 須 賀 千 雅 君	13番	関 田 正 民 君
14番	和 地 仁 美 君	15番	佐 竹 康 彦 君
16番	荒 幡 伸 一 君	17番	木 戸 岡 秀 彦 君
18番	東 口 正 美 君	19番	中 間 建 二 君
20番	大 川 元 君	21番	床 鍋 義 博 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

欠席議員（1名）

1番 関 田 貢 君

議会事務局職員（4名）

事務局 長	鈴木 尚 君	事務局 次長	並 木 俊 則 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	高 石 健 太 君

出席説明員（32名）

市 長	尾 崎 保 夫 君	副 市 長	小 島 昇 公 君
教 育 長	真 如 昌 美 君	企画財政部長	田 代 雄 己 君
総務部長	阿 部 晴 彦 君	市民部長	村 上 敏 彰 君
子育て支援部長	吉 沢 寿 子 君	福祉部長	田 口 茂 夫 君
福祉部 参事	伊 野 宮 崇 君	環境部長	松 本 幹 男 君
都市建設部長	鈴 木 菜 穂 美 君	学校教育部長	田 村 美 砂 君
学校教育部 参事	佐 藤 洋 士 君	社会教育部長	小 俣 学 君
企画課 長	荒 井 亮 二 君	企画財政部 参事	星 野 宏 徳 君
総務管財課 長	岩 本 尚 史 君	職員課 長	矢 吹 勇 一 君

市民課長 梶川 義夫 君
課税課長 真野 淳 君
市民部副参事 宮田 智雄 君
障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
建築課長 中橋 健 君
学校教育部副参事 吉岡 琢真 君

保険年金課長 岩野 秀夫 君
納税課長 中野 哲也 君
福祉部副参事 原 里美 君
環境課長 宮鍋 和志 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
教育総務課長 石川 博隆 君
社会教育課長 高田 匡章 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森田博之君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、11番、森田博之議員の一般質問を行います。

[11番 森田博之君 登壇]

○11番（森田博之君） 議席番号11番、自由民主党の森田博之です。通告に従い、令和元年第3回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は2点にわたり質問させていただきます。

1点目は、東大和市の学校教育についてであります。

①東大和市の学校教育の現状と課題、今後の取り組みについて。

②小中学校における教職員の働き方改革について。

③中学校における部活動について。

④学校と地域との連携についてであります。

2点目は、東大和市まち・ひと・しごと総合戦略についてであります。

①「6 総合戦略の施策の基本的な考え方及び具体的取組」の中の基本目標3「東大和市のサポーターをつくり、育てる」ことについての進捗状況とその効果、今後の取り組みについて。

②地域資源についての市の認識について。

③東大和市の魅力発信や認知度向上のための取り組みについてであります。

この場での質問は以上とし……。

失礼いたしました。①訂正させていただきます。進捗状況とその効果、課題についてでございます。失礼いたしました。

この場での質問は以上とし、再質問に関しては御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

[11番 森田博之君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市の学校教育についてありますが、学校教育の現状と課題、今後の取り組みについては、これまでの学校教育の現状や課題を踏まえた上で、取り組みを推進することが、学校教育の充実に資するものであると認識しております。市では、平成31年2月に第二次東大和市学校教育振興基本計画を策定し、令和元年度から具体的に取り組みを始めているところであります。今後、本計画に基づいた取り組みの推進を図り、学校教育の一層の充実に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校における教職員の働き方改革についてありますが、教職員の働き方を改善することは、教育の質の維持向上を図る上で重要な課題であると認識しております。市では、時間外勤務に関する具体的目標

値や方策等について定めた東大和市立学校における教員の働き方改善計画を平成31年3月に策定をいたしました。今後、本計画をもとにした取り組みを進め、働き方改革を推進してまいります。詳細につきましては、教育委員会からお願いをいたします。

次に、中学校における部活動についてであります。部活動は生徒の自主性、自発的な参加により行われ、体力や技能等の向上とともに、人格形成等においても教育的意義の大きな活動であります。市では、平成31年3月に学校部活動の在り方に関する方針を策定したところであり、今後、本方針に基づく生徒にとって望ましい部活動の実施環境の構築に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校と地域の連携についてであります。学校教育における目的を達成するために、学校と地域の方々がともに児童・生徒を育てていくという考え方が、これからの時代においては強く求められているものと認識しております。したがって、これまで以上に学校と地域が連携していくことが必要であり、そのための環境整備等の取り組みを推進していくことが重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標3の東大和市のサポーターをつくり、育てることについての進捗状況とその効果、課題についてであります。総合戦略におけます施策や事業の進捗状況につきましては、毎年、調査を行い確認するとともに、外部有識者等で構成されますまち・ひと・しごと創生会議に報告をし、点検評価をいただいております。効果につきましては、一例としましてうまかんべえ～祭におきまして、市民、事業者の皆様と連携してイベントを開催し、魅力を発信することで、交流人口の増加につながっております。課題につきましては、東大和市のサポーターをつくり、育てるための施策等を行うことにより、交流人口をふやしておりますが、その上で人口減少の抑制につなげていくことが課題であると考えております。

次に、地域資源についての市の認識についてであります。市の強みや特徴としての地域資源としましては、多摩湖や戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所、狭山茶や多摩湖梨などの地域の特産物があると考えております。

次に、市の魅力発信や認知度向上のための取り組みについてであります。市では平成29年4月にブランド・プロモーション指針を策定し、認知度の向上などに取り組んでおります。具体的には、市の魅力や特徴を短い言葉であらわしたブランド・メッセージの活用、ターゲットに向けた情報発信、職員の情報発信力の向上などに取り組んでおります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、東大和市の学校教育についてであります。学校教育の現状と課題、今後の取り組みについては、平成26年度から30年度までを取り組み期間とした東大和市学校教育振興基本計画の成果と課題を踏まえ、平成31年2月に第二次東大和市学校教育振興基本計画を策定いたしました。本計画等においては、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力という生きる力の育成を初め、小中一貫教育の推進や、人材育成、働き方の改革、改善、環境整備、学校と保護者、地域との連携などの課題を踏まえた目標や指標を定め、令和元年度から取り組みを始めたところであり、今後、学校と教育委員会とが連携して、本計画をもとにした取り組みを推進することにより、学校教育の一層の充実を図り、市の教育目標の具現化に努めてまいります。

次に、小中学校における教職員の働き方改革についてであります。教員の働き方の改善を図ることは、教

員のライフ・ワーク・バランスの実現と東大和市の学校教育の質の維持向上を図る上で、喫緊の課題であると認識しております。市では月当たりの時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにすることを目標に、その実現のための具体的な方策を検討、整理し、平成31年3月に東大和市立学校における教員の働き方改善計画を策定いたしました。今後、本計画をもとにした教育委員会や学校での継続した取り組みを推進し、教員の働き方の改善を図ってまいります。

次に、中学校における部活動についてであります。生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、体力や技能の向上を図るだけでなく、好ましい人間関係の構築や学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の育成など、部活動の取り組みは教育的意義の大きな活動であると認識しております。市では、これまでの部活動のあり方を踏まえ、平成31年3月に学校部活動の在り方に関する方針を策定したところであります。今後は本方針をもとに、各学校における部活動の適切な体制整備や、合理的で効率的、効果的な部活動の推進、適切な休養日の設定など、生徒にとってよりよい望ましい部活動が展開されるよう、環境の整備構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

失礼しました。もう1枚ありました。

次に、学校と地域の連携についてであります。新しい学習指導要領において、社会に開かれた教育活動の理念が示されており、これからの児童・生徒の育成に当たっては、学校と地域の連携がこれまで以上に重要なものと認識しております。市ではこれまで地域の人材を活用した学校運営の具現化を図るため、教育ボランティアや学校と家庭の支援員の配置などの取り組みを進めてまいりました。今後はコミュニティスクール指定校を拡大するなど、学校と地域の連携を一層推進してまいります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず学校教育の現状、課題、今後の取り組みについてでございますが、今東大和市の学校教育としての課題というのは何でしょうか。また特に重視していくべきと考えている課題はありますか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市としましての課題についてでございますが、第二次東大和市学校教育振興基本計画で示した確かな学力、豊かな人間性、健康、体力、オリンピック・パラリンピック教育を要素とする生きる力の育成や学校改善、人材育成、環境整備の視点からの学校の活性化、そして学校と家庭、地域との連携が重要な課題であると認識しております。その中でも、学力向上はこれからの課題の中でも特に重視し、取り組みを強化するべきものであると認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今お話ありました学力の向上、これらの課題の中で最も重視しているということでしたが、その学力に関する東大和市の現状として、東京都の中でどのような位置にいるのか、またここ数年における推移はどのようになっているのか教えてください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 東京都や国の学力に関する調査結果におきましては、市としての状況は、それぞれの調査の平均値を下回っている状況が継続しております。しかしながら、例えば東京都の学力に関する調査においては、5年前の平成26年度と昨年度、都と市の平均正答率の差を比べますと、小学校の複数の教科において、4ポイントから7ポイント程度の改善が図られているなど、都の平均正答率との差が縮まるよ

うな推移が見られている状況がございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

平均値を下回っている状況が継続してるけど、改善が見られているということでございますけれども、現在、学力の状況、教育委員会としてはどのように分析されていますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学力の向上を図るには、学校での授業改善を一層進めていくことが極めて重要であると認識しております。日々の授業において、知識や技能とともに思考力・判断力・表現力や、主体的に学習に取り組む態度などを、総合的に育てていく授業の展開が一層必要になります。また家庭での学習習慣や生活習慣、日常での読書習慣、自然体験や豊かな生活経験なども、学力向上への影響があるという調査分析もなされており、学力向上に関しての保護者の理解と協力や、家庭学習の定着などもさらに推進していくという必要があると認識しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 分析においては、学校での授業改善、主体的に学習に取り組む態度、家庭での学習習慣など、学力向上にはさまざまな要素があると考えられますが、これまでに教育委員会はどのような取り組みを行ってきているのでしょうか。お聞かせください。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市では、これまでに少人数学習指導員やティームティーチャー、学習支援員などの人的配置を行い、個に応じた指導の充実を図ってまいりました。また昨年度から、東京都の補助事業を活用して、放課後や土日等における補習教室としての地域未来塾事業を全校で実施しております。教員の指導力向上を図るための取り組みとして、授業の工夫、改善を推進するため、平成27年度に当市で作成しました1単位時間の授業展開例を活用し、児童・生徒が主体的で協働的な学びが進められるよう、各学校に働きかけているところでございます。

また、東大和市学力向上プロジェクト委員会などを立ち上げ、各校における校内研究の交流などを実施してまいりました。特に小学校においては、各教科等において指導力の高いエキスパート教員を選出し、その授業を市内教員が参観する取り組みを実施し、各学校の授業力向上を図ってまいりました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今お聞きする限りさまざまな取り組みをされているというふうに感じますが、そのさまざまな取り組みをされてきているようですけど、これらの取り組みをどのように評価されてますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） これらの取り組みにつきましては、授業改善を図る観点や、個に応じた指導を推進する観点からも一定の効果があるものと考えております。しかしながら新しい学習指導要領が、小学校においては来年度から、中学校においては再来年度から始まることや、学校の働き方改革、保護者や児童・生徒のニーズの多様性なども踏まえ、取り組みの改善は継続的に行っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） それぞれの学校では、独自に何か工夫した取り組みなどは行っているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市におきましては、全ての学校を学力向上推進校として指定しており、各学校ではそれぞれの学校で工夫した取り組みを行っております。例えば全ての教員が東京都で指定されている指導教諭の授業を参観しに行き、授業改善を図っている学校、校内において思考力・判断力・表現力をテーマに授業改善を進めている学校、学校独自の家庭学習の手引きを作成し、保護者に啓発している学校。漢字検定

に取り組んでいる学校、家庭学習ノートを作成し活用している学校。教員3人組を構成し、グループごとに授業研究に取り組ませている学校など、各学校において工夫に努めているところであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） さまざまな取り組みをされていると感じます。全ての学校を学力向上推進校としている。またそれぞれの工夫で、学校で工夫した取り組みを行っているのはわかりました。

続きまして、第二次学校教育振興基本計画を踏まえて、市の学力に関する目標設定について伺います。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市としての目標としましては、小学校1・2年生におきましては、授業が楽しいと回答する児童の割合を90%以上にすること。小学校3年生から6年生においては、授業がわかると回答する児童の割合を95%以上にすること。中学生におきましては、授業がわかると回答する生徒の割合を80%以上にするを目標値として設定しております。

またそのような授業が行われた結果、東京都や国の学力調査において、全ての学校が各教科の観点別平均正答率を全て上回るようになるものとしての目標設定も行っております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） そのためには、市としてはどのような取り組みを進めていこうと考えているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市としましては、これまでの人的配置や授業改善の取り組み、補習教室の取り組みなどを継続していくとともに、今後さらなる学力向上を図るためにも、新たな学力向上についての取り組みを検討しているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

私も小学校の子供がおりますけれども、子供の話を聞いたり、もらってくるプリントなどを見ると、いろいろ取り組みはされてるなというふうを感じる次第でございます。その中でも気になってることがございます。

次の質問になりますけれども、小中学校における教職員の働き方改革についてでございます。

学力向上にいろんな取り組みをされている中でも、教職員の働き方については気になるところでございます。先ほど教育長の答弁の中でも、時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにするということでありましたけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 本年度の状況としましては、小学校では、4月が25人で9%、5月が22人で約8%、6月が16人で約6%。中学校では、4月が22人で約16%、5月が23人で約17%、6月が21人で約15%という状況でございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 国のガイドラインでは時間外勤務の上限を45時間としていますけれども、東大和市の学校の現状はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 同じく本年度の状況としまして、先ほど答弁しました80時間を超える教員も含めてになりますが、45時間を超える教員については、小学校において4月が全体の約50%、5月が約50%、6月が約57%。中学校におきましては、4月が約48%、5月が約53%、6月が約61%でありました。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 努力はされていると思いますけれども、まだまだ取り組みが必要と考えます。これまで

はどのような取り組みを行っているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 平成30年度におきましては、タイムレコーダーを導入したことによる勤務実態の把握と、教員の意識改革の推進、夏季休業期間における5日間の学校閉庁日を設定し、土日を含めて9日間の連続休暇の取得促進、スクールサポートスタッフを一部の学校に導入し、教員業務の負担軽減など実施してまいりました。

本年度からにつきましては、学校ごとに月に1回以上の定時退勤日の設定、勤務時間外における電話応答メッセージの設定、スクールサポートスタッフの全校配置、学校ごとに最終下校時刻の設定、教育委員会主催の会議や研修会等の精選、部活動運営の改善を目指した学校部活動の在り方に関する方針に基づく取り組みなどを進めております。

以上でございます。

○**11番（森田博之君）** お話の中で、スクールサポートスタッフの全校配置ということがありました。改めて確認したいと思いますが、スクールサポートスタッフの業務内容とは、どのようなものなのでしょうか。また現在の配置状況はどうでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** スクールサポートスタッフ事業につきましては、教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等をサポートする人材を配置するものでございます。

具体的な業務内容としましては、宿題や小テストの採点、学習プリントや配布物等の印刷、簡単な文書作成、児童・生徒の作品の掲示、校内掲示等の作成、欠席児童・生徒への保護者連絡対応などがあり、学校ごとにその具体的内容を検討し、実施しているところでございます。

配置状況につきましては、昨年度は年度当初に1校のみでスタートしたところではありますが、10月から6校を追加し7校に配置し、本年度については全校配置を実現したところでございます。

以上でございます。

○**11番（森田博之君）** そのスクールサポートスタッフの導入で、学校での評価はどうでしょうか。どのような形でしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 学校からは、大変有効な事業であるという評価をいただいているところでございます。具体的には教員のサポート業務が成立しており、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保につながっているといったお話を伺っております。また、放課後等において、これまで以上に教材研究や授業準備に時間をかけられるようになってきたという声も届いております。

以上でございます。

○**11番（森田博之君）** ありがとうございます。かなり有効的な方法なのかなというふうに見受けられます。働き方の改善に向け、各学校では何か工夫した取り組みはされているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 各校の工夫した取り組みについてであります。会議や行事、校内組織などの見直しを進め、時間を生み出す取り組みがございます。また業者による教育活動の写真販売をネット販売にすることにより、教員の負担軽減を図る取り組み。行事予定に定時退勤日を明記し、家庭や地域にも意思表示をするような取り組み。個々の教員に関する記念日等に、アニバーサリー休暇として休暇取得を学校全体で推奨する取り組み。職員室に帰るボードを設置し、出勤時に自分の退勤予定時刻を自己申告する取り組みなどさまざまあります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 各学校でもいろいろ工夫されてるというふうに感じました。教育委員会としての今後の取り組みは何かありますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 来年度に向けましては、統合型校務支援ソフトの導入、学校評価に係る保護者アンケートの教育委員会での集計作業の実施、部活動指導員の導入の検討などを進めているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今お話の中でありました統合型校務支援ソフトっていうのはどのようなもので、教員にとってどのような利点があるのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 統合型校務支援ソフトにつきましては、成績処理、指導要録、通知表などの成績管理、児童・生徒名簿、出欠管理、授業時数管理などの教員の事務管理、健康診断表、保健室来室記録などの保健管理、掲示板やグループウェア機能などの連絡機能など、多様な機能を1つのソフトで統合的に管理運用するソフトの総称でございます。

統合型校務支援ソフトの導入により、例えば児童・生徒の氏名や情報を入力することにより、その情報が成績管理や保健管理、学籍管理などに共有化されたり、小学校から中学校に進学する際に、必要な情報ごとに市内の進学先で活用できたりするなど、情報システムの利用により公務における業務負担を軽減できるとともに、情報の一元管理や、共有が可能になるものでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

よりスマートで筋肉質な学校経営になっていくのではないかなというふうにちょっと感じました。教職員も元気いっぱい、子供たちと向かい合う時間が創出できれば、学力も向上されていくのかなというふうに感じているところでございます。

続きまして、中学校における部活動についてでございますけれども、その働き方改革の中で学校部活動については気になることの1つではありますが、その働き方改善計画における部活動運営の改善の内容について、改めて説明をお願いします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 学校における改善に向けましては、学校ごとに部活動にかかわる活動方針を策定し公表すること。適切な休養日の設定として、週2日以上休養日の設定、長期休業期間におけるまとまった休養期間の設定、1日における部活動の活動時間を、平日は2時間程度、休業日は3時間程度を上限とすること。部活動の最終下校時刻の設定などでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

部活動の役割については、市長、教育長答弁にあったとおり、ある意味、効果的な部活動を行うための方針かと思いますが、例えば毎日の部活動における充実した取り組みを通して、競技大会やコンクール等においても、成果が出ることにより、より充実した中学校生活を送ることにつながるのではないかと考えられますけれども、こちらについてはどのようなお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 競技大会等を目標としての日々の練習に励み、その結果よい成果をおさめることで、部活動の意義を具現化している生徒はこれまでも多くいたものと認識してございます。しかしなが

ら、国の部活動に関するガイドラインにおきましては、長時間の部活動は精神的及び肉体的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立からも課題があること。技術の向上以外にも、友達と楽しめることや、適度な頻度で行うことなど多様なニーズがあること。部活動への過度な傾注は、幅広い体験の機会の妨げになること。成長期の生徒にとって、過度な練習等が障害のリスクを高めることなどが指摘されているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今のような部活動の改善を図ることで、中学校生徒にとってどのような影響があるとお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 生徒にとっての影響についてでございますが、学業と部活動のバランスをとりたいなどの部活動に関する生徒や、保護者からのニーズに応えられるといったことがあるかと考えます。また適切な休養日の設定等により、生徒の学校と家庭等との生活のバランスが適切にとれるのではないかと考えます。また望ましい生活習慣の確立が図られる。学校生活以外の幅広い体験の機会の確保につながる。生徒がバーンアウトと、いわゆる燃え尽き症候群に陥らず、部活動をきっかけとした生涯にわたっての活動につながっていくことなどが考えられます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 今のような部活動の改善の中で、部活動実施上の課題というものはないのでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 課題についてでございますが、教員の人事異動により、これまで行っていた専門的な指導を行うことができなくなるといったことがあること。部活動が集団で活動することを原則としていることから、各部活動に関する生徒の希望人数が今後減少することになった場合には、部活動の設置を制限する必要があること。毎日でも活動したいという生徒や保護者のニーズとは異なるケースが発生することがあると、こういった課題が想定されると考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） 教員の人事異動や生徒の希望数の減少、それから毎日でも活動したいという生徒、保護者のニーズ、これらの課題にはどのように解決していこうとお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） これらの課題を解決するために、共通点の1つとして外部人材の活用があるというふうに考えております。教員だけでは担うことができない多様な部活動も、学校以外の団体の活動を活用したり、学校に外部の力を導入したりすることで、改善できる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

次の質問に移りますが、今、外部人材の活用で改善できる可能性があるとお答えいただきました。その外部人材の活用で、学校と地域の連携についてでございますが、第二次東大和市学校教育振興基本計画で、令和5年度までの指標で、コミュニティスクールの導入の促進とありましたが、現在の取り組みなどについて説明をお願いします。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市のコミュニティスクールにつきましては、現在、第五中学校ブロックにあります五中、七小、九小の3校が取り組みを進めているところでございます。第九小学校につきましては、五中、七小に先行してコミュニティスクールとしての取り組みをこれまでも進めてきており、地域の力を取り入れながら学校運営等について協議するQカフェという組織や、学校の教育活動を支えたり、保管したりするQプロという組織を設置しております。Qプロの具体的な取り組みとしましては、校庭の芝生の維持管理や花

壇の美化活動、読み聞かせや図書館整備、登下校の見守り、子供たちと地域をめぐる I M O - Z O U ツアーの開催など多様な活動を進めてきております。現在は五中と七小が加わり、3校合同でのコミュニティスクールの委員会の開催などを通して、五中ブロックとしてのコミュニティスクール化を進めているところであるという状況がございます。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 五中のブロックにおいては、いろいろ進められてるということでございます。現時点におけるこのコミュニティスクールの成果というのはいかがでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 学校の前向きな努力と働きかけにより、保護者や地域の方にコミュニティスクールそのものへの理解が、少しずつではありますが進んできているといった状況があります。また保護者や地域の方々が、これまで以上に学校に来ることが自然となりつつあり、地域の学校という意識が進んできているものと認識しております。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 地域の学校という意識が進んできているという認識でございますけれども、その中で課題としてはどのようなものが明らかになってきているのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 先ほども答弁させていただきましたような、成果が出るまでには大変時間がかかるということがあります。また、そのためには一定程度、学校の努力が必要になること。また教職員、保護者、地域関係者それぞれのコミュニティスクールに対する理解を深めること。学校と地域との役割を整理する上において、地域の実態を踏まえ、十分な協議が必要になることなどが挙げられると認識しております。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 学校としては、コミュニティスクールとなるために、今後何が必要であると考えていますでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) コミュニティスクールが地域の学校として教育目標や教育活動を共有し、それぞれがそれぞれの立場で、子供たちを育てていくという視点を持つことが必要であると認識しております。そのためにも、コミュニティスクールとは何か、コミュニティスクールになることで、どんなよさが生まれるのか。どんな活動にしていくのかということ、保護者や地域の方に時間をかけて丁寧に説明することが必要であると考えております。また、学校運営協議会において、学校と協働して、学校をよりよくしていくための話し合いや取り組みを進めていくことから、どのような方に協力をお願いしていくのかなど、コミュニティスクールにかかわっていただくための人材確保が重要な課題であると考えております。

以上でございます。

○11番(森田博之君) コミュニティスクールとなるために、いろいろなことが必要であるということを感じましたけれども、このコミュニティスクールをどの程度まで進めるという考えを持っているのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 第二次東大和市学校教育振興基本計画におきましては、5年後の指標として、市内全校、全15校ですね、コミュニティスクールとすることを目標としているところでございます。

以上でございます。

○11番(森田博之君) 教育委員会としては、そのコミュニティスクール導入をどのように進めていこうと考えておりますでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 各学校には、今後、コミュニティスクールとなることについての見通しを

持った学校運営を進めることを、年度当初の校長会や学校訪問において指示をしてきております。また、学校がコミュニティスクールとして取り組みを進めるためには、地域との連携が欠かせないため、特に学校と地域との連携を大切に、必要に応じてコミュニティスクールについても、説明していくことを求めているところであります。

先月、8月には校長を対象としてコミュニティスクール導入に向けての見通しを具体的に持っていただくために、研修も既にも実施したところであります。今後、地域との協力関係を一層強化し、人材確保など準備が進められている学校を、順次、コミュニティスクールとして指定していくこととしております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

学校教育について、学力の向上、部活動のこれからのあり方、それからコミュニティスクール等の解決する施策で、このコミュニティスクールの導入というのは、これから肝になる施策の1つと考えます。第二次東大和市学校教育振興基本計画では、令和元年度から5年間の計画でございます。本計画は、社会に開かれた教育課程を重視し、生きる力の育成、学校の活性化、家庭、地域との連携を施策として方向づけております。特に市長、教育長答弁でもあったように、学校と地域の連携が、これまで以上に重要になってまいります。子供たちの生きる力は地域みんなで育む時代になってきているというふうに考えます。

東大和市では、五中ブロックが先行して、このコミュニティスクールを導入しているわけでございますけれども、隣の市の武蔵村山市では、ホームページを見るに当たっては、平成23年度から順次指定をして、このコミュニティスクールを指定して、平成26年度には市内全小中学校コミュニティスクールに指定しております。詳細については把握しておりませんが、その組織の中には、教育活動の支援などを行う教育活動支援があったりとか、校舎内外の施設、環境整備を行う環境整備支援、このようなものがあったり、地域のパトロールなどを行う安心・安全支援部、それから地域団体と連携し、文化スポーツなどを行う、支援を行う文化スポーツ活動支援部などがございます。

東大和は東大和でありますので、五中のモデルを生かしながら、他の多くの自治体のコミュニティスクールを参考にして、東大和らしいコミュニティスクールの導入の促進をしていただければというふうに思います。

余談でございますけれども、この第二次東大和市学校教育振興基本計画の終わりの令和5年度を、令和が終わりのあたりの令和4年度になりますかね——は東大和の一番最初の学校、一小、当時は大和村立村山尋常高等小学校と言っていましたけれども——ができてからちょうど100年に当たるという年になります。

この年には、東大和市でのコミュニティスクールが、東大和らしい地域連携ができて、日本一子育てしやすい東大和にとどまらず、日本一生きる力を育める東大和となっていることを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、まち・ひと・しごと総合戦略についてでございます。

①としまして、総合戦略の施策の基本的な考え方及び具体的取組の中の基本目標3、東大和市のサポーターをつくり、育てることについての進捗状況とその効果、課題についてでございます。

その再質問として、初めに、まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標の3、東大和市のサポーターをつくり、育てるの基本方針を教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 基本目標3、東大和市のサポーターをつくり、育てるの基本方針でありま

すが、市の活性化を図るため、東大和市の魅力を最大限に伝え、市の内外から東大和市を応援してくれるサポーターを育てること。東大和市の特性を生かした特産品、商品等の開発、販路開拓等を通じて、東大和市のブランドを創出すること。さまざまなツールを活用して、東大和市のプロモーション活動を積極的に行うとともに、イベントや観光情報等の発信により、東大和市の魅力発信や認知度の向上に取り組み、東大和市への交流人口をふやすことを基本方針としております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

それでは、その基本方針を実現させるための施策を教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 基本目標を実現させるための施策につきましては、3点ほどあります。

施策1といたしまして、地域ブランドを創出する。施策2といたしまして、東大和市の魅力を伝える。施策3といたしまして、東大和市への観光客をふやすであります。

以上でございます。

○11番（森田博之君） それでは、施策1の地域ブランドを創出するための事業について伺います。

総合戦略の中で、地域ブランドを創出するための主な事業として、うまかんべえ〜祭を開催し、地産品を使用した新たな御当地グルメの開発を行うとありますけれども、うまかんべえ〜祭のグランプリメニューは御当地グルメになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○市民部副参事（宮田智雄君） 平成31年度で8回目を迎えたうまかんべえ〜祭について、毎年度、決定いたしますグランプリメニューは、うまかんべえ〜祭実行委員会の後押しによります市内外のイベント出店や、商工会等の御協力をいただきながら、市内取り扱い店で販売してまいりました。しかしながら、御当地グルメとして定着するまでには現在至っておりません。

以上でございます。

○11番（森田博之君） うまかんべえ〜祭は、年々来場者がふえており、市におきましても大きなお祭りではないかというふうに考えております。しかしながら、うまかんべえ〜祭は、総合戦略における地産品を使用した新たな御当地グルメの開発という本来の目的からは、ずれていっているように思われます。うまかんべえ〜祭における御当地グルメの開発について市の考えを伺います。

○市民部副参事（宮田智雄君） グルメコンテストとしてスタートいたしました、うまかんべえ〜祭につきましては、第1回開催から出店可能なメニューの条件を、地元産の食材を使用することができるものとして、第4回からは商工会が開発しましたひがしやまと茶うどんや、開催時期の地産野菜であるコマツナなどの地産品を、具体的な課題食材に設定しましてコンテストを実施しております。祭りを運営します実行委員会におきましては、地産品を課題食材に設定することで御当地グルメの開発につなげていきたいとの方針がございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） うまかんべえ〜祭も、年々来場者が増加し、にぎわいを見せる中では、実行委員会や参加団体からさまざまな意見が出てるとお察しいたします。

そこで、最後に御当地グルメの開発に当たり、今後の方向性などございましたらお聞かせください。

○市民部副参事（宮田智雄君） うまかんべえ〜祭実行委員会におきましては、グランプリメニューを御当地グルメとして定着させる難しさを共有しながら、その課題や対策などにつきましては、これまでも意見交換を行っているところでございます。

その中で出た意見の1つとしましては、同じレシピを使うのではなく、課題食材となった素材を統一して、各事業者さんに工夫する中で販売してみたらどうかなど意見も出ております。

このほか、これまでのグランプリメニューを候補に、この中から選定したメニューを、商工会や事業者等の御協力により、御当地グルメとして研究する機会を設けていくなどの意見もございます。うまかんべえ～祭実行委員会におきましては、参加団体から御意見もお伺いする中で、継続課題として御当地グルメの開発について研究しているところでございます。

以上でございます。

○11番（森田博之君） うまかんべえ～祭は、交流人口をふやすという意味では成功していると思いますけれども、一方、もともとの御当地グルメの開発という目的からは、やはりずれてきているんじゃないかなというふうに感じております。規模が大きくなればなるほど、出店者を含めて、ベクトルを合わせてつくり上げていくというのは大変なことだと、それは十分認識しております。

8年という期間で、東大和市の人口を超える来場者が見込まれるお祭りに成長したわけでございますし、東大和市の魅力を伝え、東大和市を応援してくれるサポーターを育てる市内最大のチャンスでもありますので、この勢いをとめることなく、実行委員会においてもさまざまある意見をまとめていただいて、目的を共有していただければというふうに思います。

続きまして、地域資源についての市の認識について伺います。

地域資源として、多摩湖や戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所、狭山茶、多摩湖梨などの地域の特産物などがあると認識しているということでございますが、その地域資源についてどのように活用しているのか教えてください。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 地域資源の活用方法についてでございますが、一例を挙げますと、多摩湖につきましてはブランド・メッセージのロゴマークとして活用しております。ブランド・メッセージとは、地域の価値や地域のビジョン、そして地域が持つ個性などを一言に集約して表現した標語であります。「東京ゆったり日和 東やまと」は、東京の都市でありながら、ゆったりと落ちついていて、子育てしやすく、住みやすい市の魅力や特徴を短い言葉であらわした言葉で、ターゲットに訴えるものであります。

また、旧日立航空機株式会社変電所につきましては、戦争の恐ろしさ、悲惨さ、平和のとうとさを後世に伝える資源といたしまして、活用してまいりたいと考えております。そして、狭山茶や多摩湖梨などの地域の特産物につきましては、ふるさと納税の返礼品とするなど、当市をPRする資源として活用しております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

今御答弁のあったとおり、東大和にはすばらしい地域資源や特産品がありますが、特に多摩湖につきましては、私も東大和市のシンボルであり、一番の地域資源であると考えております。このことから、多摩湖は観光資源としてもっと活用できるのではないかと考えています。

そこで、最寄り駅である武蔵大和駅から、多摩湖に向かう途中にある東京都水道局が所有する土地を、保育施設として活用することでありましたけれども、観光施設として整備するというお考えはないのかお伺いしたい。

○企画財政部長（田代雄己君） 今御紹介のありました東京都水道局の土地につきましては、東京都が進めております待機児童解消に向けた緊急対策に基づきまして、都有地を活用した保育所等の整備について、市に対

して利活用の紹介があった土地であります。現在、保育施設の整備に向けて、東京都と調整を行っているところでありまして、現時点でそれ以外の用途として活用することは、難しい土地ではないかと考えております。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 多摩湖を地域資源として見るならば、その入り口のあり方は最も重要なポイントであると考えます。保育所以外の用途として活用が難しいということでもありますけれども、多摩湖は東大和の歴史からいっても切っても切れない地域資源であり、季節を問わず散歩や、サイクリング、ランニングや写真を撮りに来るなど、ブランド・メッセージにぴったりの「東京 ゆったり日和 東やまと」を象徴する多摩湖でございます。東大和市に観光に訪れる人々をおもてなしできる魅力発信の重要拠点にもなるとも考えられます。再考をすることを御提案いたします。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の活用についてお伺いいたします。

変電所につきましては、戦争の恐ろしさ、悲惨さ、平和のとうとさを後世に伝える資源として活用するには保存が必要であると考えますが、保存するために、ふるさと納税の寄附金を活用してと思っておりますが、変電所に対するふるさと納税の返礼品は、平和に対する熱い思いが返礼品であると聞いております。この平和に対する熱い思いを何か形にすることができないのか、お伺いしたい。例えば、神社仏閣等の柱に名前が刻まれるようなことを検討したことはあるのでしょうか。

- 社会教育課長（高田匡章君） 平和に対する熱い思いを何か形にできないかということでもありますけれども、過去、変電所の保存のために寄附をしてくださった方のお名前が入ったプレートなどを、変電所に掲出することができないか検討した経緯がございます。現在、市では寄附者情報の公表をされる方につきましては、変電所内に設置した名簿、それから市公式ホームページのほうに、お名前等を掲載し公表をさせていただいているところであります。

以上でございます。

- 11番（森田博之君） 変電所の保存に関しましては、市だけではなく、いろいろな人たちの平和に対する熱い思いで現在保存されていると聞いております。このため熱い思いを何らかの形にすることで、行政だけではなく、市民等も含めた市全体として変電所を保存しているということを、市内外に伝わるようにしたほうがよいのではと考えております。変電所に行って、刻まれている名前を見ながら、家族で平和について話をすることで、寄附者から子へ、子から孫へと平和の熱い思いのバトンをつなげていくことができるのではないかと考えております。その点について、市の考えをお伺いしたい。お願いします。

- 社会教育部長（小俣 学君） 変電所の保存につきましては、現在保存修理工事に向けました実施設計を行っているところでありまして、今後その保存修理工事とあわせて、内部展示の検討をしていくこととしております。今議員からお話ありました平和に対する熱い思いを形にすることにつきましては、変電所内のスペースに制限がありますことから、現在の寄附者情報の公表に加え、どのようなことができるのか研究してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（森田博之君） 私も、先日開催されました平和市民のつどいに初めて参加させていただきました。初めて参加させていただきました、平和の思いを強くいたしました。恐らく参加された方々で、そのような思いになったのは私だけではないと思います。その同じような思いで寄附されているということを考えますと、その思い、熱い思いは何かの形でつないでいかななくてはいけないのではないかというふうに考えております。プレートなどで名前を刻むなどして、次世代へ思いをつないでいくべきではないでしょうか。保全修理に合わせて研究いただき、思いがつながる方法を考えていただきたく強く希望いたします。

最後の質問でございますが、東大和市の魅力発信や認知度向上のための取り組みについてでございます。

先ほど市長答弁の中で、ブランド・プロモーション指針を策定し、認知度の向上などに取り組んでいるというところでありますが、なぜ認知度の向上に取り組まれているのかお伺いいたします。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） ブランド・プロモーション指針は、転入の促進、転出の抑制を図るための指針でございます。東大和市を知らなければ、住まいの選択肢に上がることはないと考え、当市の魅力や特徴であります子育てしやすく住みやすいまちのイメージを認識してもらう機会をふやしまして、転入の促進につなげてまいります。また、認知度の向上にも取り組んでまいります。一つの成果といたしまして、民間企業が調査いたしました共働き子育てしやすい街総合ランキングにおきまして、第3位の評価をいただいたことも成果であったのではないかと考えております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） それでは、東大和市への転入の促進を行うためには、市の魅力を市外に住んでる方に対して情報発信していく必要があると考えますけども、どのような方法で市の魅力の情報発信に取り組んでいるのかお伺いいたします。

○企画財政部副参事（星野宏徳君） 市の魅力の情報発信の方法についてでございますが、市だけではなく、市民、市内事業者の方にも御協力をいただきながら情報発信を行っております。一例としましては、市の公式ホームページに、ブランド・プロモーションの視点で市の魅力などをPRするページを設定し、情報発信しております。さらに、転入促進のために住宅の購入を検討している世帯をターゲットとしまして、不動産情報サイトなどに約2カ月間、東大和市のPRページへ誘導するウェブ広告を実施いたしました。また、ポケットティッシュ、コースター、リーフレット等のPRグッズを作成し情報発信しております。ポケットティッシュにつきましては、今年度につきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークと、区市部において出生率都内ナンバーワンというPRをデザインし、うまかんべえ～祭などの市外からの来訪者が多い市内のイベントや、市外のイベントなどで配布いたしました。

コースターにつきましては、ブランド・メッセージ及びロゴマークと東大和市のPRページへ誘導するQRコードを配置し、東大和市商工会を通じて、ターゲットの方が多く利用されるような、市内の飲食店を配布先として御紹介いただきまして、飲食店を通じて情報発信していただいております。

リーフレットにつきましては、購入物件等を取り扱っている市内不動産会社に、子育てしやすく住みやすいまちであることをわかりやすく説明いたしました市のPR用リーフレットを配布いたしまして、住宅購入希望者などに対しまして、不動産会社を通じて市の魅力を情報発信していただいております。

以上でございます。

○11番（森田博之君） ありがとうございます。

市として魅力の発信、認知度の向上のため、さまざまな取り組みをしていることがわかりました。私も改めて今回の一般質問を通じて、東大和市の魅力を再発見したところであります。

東大和には、世界に発信できる戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所があり、かつては東京の飲み水を支えてきた貯水池、多摩湖という東大和とは切っても切れない歴史がある観光資源、来場者が市民の人口を超えるお祭り、うまかんべえ〜祭、特産物でもあります狭山茶や多摩湖梨など、これだけでも十分魅力ある地域資源と思っております。

ことは大和村から数えて100周年、来年は市制50周年となります。また、この東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間は今年度までとなっており、新たな総合戦略を練っているところと思いますが、このような機会を捉えて、さらに魅力ある東大和になり、1人でも多くの東大和市のサポーターをつくり、育てられるわくわくするような総合戦略を期待いたします。そして、私も東大和の一サポーターとして、東大和の魅力発見と発信に努めてまいります。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田博之議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実川圭子君

○議長（中間建二君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、1、インクルーシブ教育についてです。

当市では、特別支援教育の中で、インクルーシブ教育のことが説明されていますので、以降、質問は主に特別支援教育推進計画における内容となります。今回、特別支援教育と言わず、あえてインクルーシブ教育についてとしたことについて、少し述べさせていただきます。

インクルーシブとは、包容するとか包摂するというような意味です。第二次東大和市特別支援教育推進計画の「はじめに」には、「障害の有無に関わらず、大人も子どもも、お互いを思いやる心を持ちながら、自己理解と相互理解を深めあう共生社会の実現に向けて、特別支援教育をより一層、計画的に推進してまいります。」とあります。

また、同計画の用語解説のインクルーシブ教育システムという部分には、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること」とあります。

さらに、中学校にも特別支援教室が設置されましたが、同計画の中学校における特別支援教室の検討の項目では、「特別支援教室の導入の目的は、一人でも多くの生徒が在籍する中学校で支援を受けられるようにすること」とあります。

今紹介したように当市の特別支援教育は、共生社会の実現に向けて推進していくとあり、生活する地域の学校で教育を受けられるようにしていくとしています。そのことがまさに分けることなく学ぶインクルーシブ教育です。こうしたインクルーシブ教育についての考えを共有して、インクルーシブ教育の視点から質問をさせていただきたいと思います。

①障害のある児童・生徒の就学先決定について。

ア、就学相談における市の考え方は。

イ、総合的判断をする上での市としての基準は。

ウ、就学先決定後の見直しについて。

②個別支援カード・個別指導計画等の作成と活用について。

ア、東京都で考案されている学校生活支援シートや個別の教育支援計画との違いは。

イ、情報共有と活用について。

③役割に応じた連携や対応について。

ア、教員・特別支援教育コーディネーターについて。

イ、巡回指導員や巡回相談員について。

ウ、専門家チームについて。

エ、特別支援学校との連携について。

④環境整備について。

ア、エレベーターの設置について。

イ、タブレットや音声ガイドつき教科書など教材の充実について。

次に、2、緑と花があふれるまちづくりについてです。

私は、平成29年第3回定例議会において街路樹等の管理について質問を行いました。それ以降も、市民の方から街路樹の剪定について、もっと葉を残して木の形を保つよう剪定してほしい、あるいは木による日陰をつくってほしいというような要望を受けています。

改善された箇所もありますが、周辺住民の方に説明もなく、大きくなった木が切られてしまったところも散見されます。落ち葉に対する市民からの要望もあるかと思いますが、その対処方法や管理について、住民とともに考える場などが必要なのではないでしょうか。

前回の質問の後、緑の基本計画が改定されたことから、今回は第二次東大和市緑の基本計画に沿って質問をさせていただきます。

①公共空間の緑化について。

ア、公園の植栽や街路樹等の適正な管理とは。

イ、街路樹等の剪定の基準について。

ウ、市民参加による街路樹等の管理について。

②緑の普及・啓発について。

ア、緑化の奨励について。

イ、緑のガイドブック等の作成について。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、インクルーシブ教育についてであります。障害のある児童・生徒の就学先決定については、児童・生徒の特性に応じた教育が受けられるよう、就学相談において適切な総合的判断に努めているところであります。

次に、個別支援カード・個別指導計画等の作成と活用についてであります。それぞれの目的や特徴を踏まえた活用により、支援につなげることが重要であると認識しております。

次に、役割に応じた連携や対応についてであります。教員や特別支援教育コーディネーター、巡回相談員等について、それぞれの役割を明確にし、関係機関等との連携を図りながら、特別支援教育を充実してまいります。

次に、環境整備についてであります。学校施設や教材、教具等の充実を図ることにより、個に応じた教育の充実を推進してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公園の植栽や街路樹等の管理についてであります。公園の植栽につきましては、潤いのある生活環境の形成や、地域の防災性の向上など、豊かな地域づくりに資する緑の根幹であると認識しております。樹木を持つ機能や、紅葉の増進と樹木の安全性の確保を踏まえ、定期的な剪定等を実施しております。また、街路樹につきましては、美しく秩序ある道路景観を創出するために必要なものであると認識しております。街路樹の植種が持つ固有の自然樹形を考慮しつつ、周辺的生活環境や通行者の安全確保を踏まえた剪定を行い、市街地の良好な環境と美しい景観を創出するよう、適切に管理していくことが大切であると考えております。

次に、街路樹等の剪定の基準についてであります。剪定基準はありませんが、市におきましては、東京都の街路樹等維持標準仕様書や、民間発行の緑化・植栽マニュアルを参考としまして、委託業者との契約時の仕様書において、剪定方法の詳細を定めております。

次に、市民参加による街路樹等の管理についてであります。市道につきましては、市道第518号線、市役所通りの歩道の植樹ますを、ボランティア団体による花植えと管理を行っていただいております。また、公園につきましては、現在、東大和市駅前と玉川上水駅の花植えを含め、市内16カ所で市民参加による花植えと管理を行っていただいております。市立狭山緑地においては、東大和市狭山緑地雑木林の会により、市民の誰もが楽しめる貴重な里山として整備していただいております。

次に、緑化の奨励についてであります。現在、公園等を中心に市民参加による花植え活動を推進しております。その他、環境市民の集いにおいて、花や樹木の苗を配布し緑化の奨励に努めているところであります。

次に、緑のガイドブック等の作成についてであります。現在、市民参加による花植え活動が進んでおります。緑のガイドブックにつきましては、国や東京都、他自治体の取り組みを参考に、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) インクルーシブ教育についてであります。就学相談に関する市の考え方につきましては、障害のある児童・生徒一人一人の年齢及び能力に応じ、かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害の状態等を総合的に勘案して、就学先を判断していくことが重要であると認識しております。

総合的判断をする上での市としての基準につきましては、明確な判断基準を設定することは難しいものと考えられます。児童・生徒の卒業後のライフステージまでを見据え、本人や保護者の意向を踏まえつつ、医学的診断結果、心理学的な諸検査の結果、心身の発達の状態、生活や行動の特性等に基づき、就学先について適切に検討することが、総合的判断において重要であると認識しております。

就学先の決定後の見直しにつきましては、就学先の判断結果を保護者に丁寧に説明するとともに、意向と異なる場合には、面談等を通して保護者の意向を尊重し、就学に向けての話し合いを行っているところであります。

す。

次に、個別支援カード・個別指導計画等の作成と活用についてであります。東京都で考案されている学校生活支援シートや、国で規定している個別の教育支援計画は、いずれも障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、卒業までの長期的な視点で支援を行うための計画であります。当市で作成し、活用している個別支援カードは、様式は異なるものの、東京都の学校生活支援シートや、国の個別の教育支援計画と同様の機能を持たせているものであります。個別指導計画につきましては、個別支援カードで明確にした課題をもとに、各学校の教育課程に関連する児童・生徒一人一人への学校での支援を具体化したものであります。情報共有と活用につきましては、個別支援カードは保護者の意向を踏まえて作成することが必要であることから、保護者との情報共有を図り、活用しております。個別指導計画は、教育課程の実施にかかわる学校内での指導、支援のための計画として作成しており、児童・生徒の状況を踏まえて、必要に応じて保護者との情報共有を行っている状況であります。

次に、役割に応じた連携や対応についてであります。教員や特別支援教育コーディネーターにつきましては、特別支援教育が組織的な対応が必要であることから、全ての教員が児童・生徒一人一人の状況をきめ細かく見取り、個に応じた必要となる手だてを検討し、指導に当たることが求められております。その中でも、特別支援教育コーディネーターは、学校における特別支援教育の中心として校長が指名し、保護者や関係機関に対する窓口として、また学校内の関係者や、福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担うものとして位置づけられております。

巡回指導員や巡回相談員については、巡回指導員の主な役割として、学校や保育園などへの巡回相談や個別支援カード等の作成への支援などを行っております。また巡回指導員については、巡回相談業務全般に関するコーディネーター役を担っております。巡回相談員の主な役割としましては、学校等への巡回相談及び学校内における支援体制づくりへの助言や、就学相談に係る相談受け付けや心理検査などを行っております。

専門家チームにつきましては、児童・生徒への望ましい教育的対応等に関する専門的な意見の提示や、助言を目的として特別支援学校などの教員や教育委員会職員、心理学の専門家、医師などで構成するものであります。なお、現在、当市においては専門家チームは設置されておられません。

特別支援学校との連携につきましては、復籍制度を活用し、特別支援学校に在籍する児童・生徒と市内小中学校の児童・生徒とは、直接及び間接的な交流を行っております。特別支援学校のコーディネーター等の活用では、就学支援に関する児童・生徒の行動観察とあわせて、教員や保護者への助言を行ったり、就学判断に関する助言、特別支援教育に関する研修などを実施したりしております。

次に、環境整備についてであります。エレベーターの設置につきましては、これまで第二小学校と第八小学校の増築校舎へ整備しております。バリアフリー等の質的向上は、教育環境の整備において重要でありますことから、今後、策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

タブレットや音声ガイドつき教科書など、教材の充実につきましては、学校においてICT環境の一層の整備に努め、教科書バリアフリー法に基づく音声教材の活用により、児童・生徒一人一人の特性に応じた特別支援教育の一層の充実が図られるものと認識しております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきたいと思いますが、壇上でもインクルーシブ教育について述べさせていただきますましたが、今回この質問するきっかけとなったことがあります。ことし3月に東大和市向原都有地における都立特別支援学校の設置方針に関する説明会というのがありました。市内に特別支援学校建設に向けて動き出したということなのですが、その説明会の場で、この建設に関して参加者の方から少し否定的な意見が出されていました。この意見について、教育委員会のほうではどのように把握されているのかお伺いします。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** この説明会においての御意見ということでございますが、そもそもインクルーシブ教育が、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒がともに生活をするという視点で考えたときに、この特別支援学校を設置することで、それがその推進に一定程度障害が出るのではないかとというようなところでの御意見があったというふうに認識をしております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 参加者の障害のある方から、このような意見が出されたことが、私もちょっと、私自身がちょっと驚きまして、丁寧に個別に対応しているはずの特別支援学校が、実は望まれているものではないという意見があることをその場で知りまして、その後、特別支援教育が当市ではどのように進められているのか、またそのインクルーシブの方向に進んでいるのかということ調べて、今回質問することにいたしました。

壇上でも述べましたように、当市の特別支援教育推進計画の上では、インクルーシブ教育に向かっているというふうに私は考えます。恐らく教育委員会のほうでは、インクルーシブ教育システムという用語を使っているとありますが、このインクルーシブ教育システムについて、少し御説明いただきたいと思っております。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** インクルーシブ教育システムについてでありますけれども、国では平成24年7月に中央教育審議会、初等中等教育分科会により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という報告がなされております。その中で、共生社会に向けて、障害者の権利に関する条約、いわゆる障害者権利条約ですけれども、こちらに基づいてインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため特別支援教育を着実に進めていく必要があると、そんなような報告がなされていると考えております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** そうしたことだと思いますけれども、そのインクルーシブ教育システムの中身というのか——については、どのように説明されてるのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** まず大きな前提といたしまして、このインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求をするということが一つ掲げられております。

もう一点としましては、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点での教育的ニーズに最も的確に捉える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小中学校における通常の学級、通級における指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておく必要があるとされております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** このインクルーシブ教育システムの中では、同じ場で学ぶということが前提であるけれども、その児童・生徒に対して教育的ニーズを満たすために、連続性のある多様な学びの場を用意していくということが必要というふうに説明がされているというのがわかりました。この多様な学びの場というところが、私が今回、この質問をしようと思った中での疑問の原点なんですけれども、やはりこの特別支援教育のことを調

べてまいりますと、先ほど障害者の権利条約のお話もありましたけれども、あとはそれ以前にもサラマンカ宣言という国際的な場での宣言の中では、全ての子供たちは通常の学校にアクセスしなければならないというふうに出ていたりとか、あとは国内の法律でも障害者差別解消法においては、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的として、合理的配慮の提供が義務づけられるというふうになってきていると思います。

私はやはり多様な学びの場ということで、今、特別支援学校とか特別支援学級、あるいは教室というようなさまざまなところを準備していただいていますけれども、やはりこの場所を分けて教育を続けている限り、障害者の方をますます遠ざけてしまうことにならないかということを感じるところであります。

こういった考えがいろいろある中で、本市では特別支援教室の設置を積極的に進めていただいていると思います。特別支援教室に通う児童・生徒というのは、その時間以外は通常の学級に在籍して、多くの時間をクラスで過ごしていると思います。このクラスで過ごすときの対応が充実していけば、私はやはり同じ場で学んでいくということが、個に応じた学びができるということになっていくと思います。インクルーシブ教育にとっては、このあたりが鍵になるかと思ひまして、そのようなことを前提に、次の個々の取り組みについて伺ってきたいと思います。

質問の内容としましては、就学相談に關しての就学先の決定の段階でのことについてお伺いしたいと思ひます。質問の項目では、アとイと分けて御答弁いただきましたけれども、そのあたりは関係し合っているの、あわせてお伺いしたいと思ひます。

現在、小学校へ入学する際に、障害のあるお子さんが、就学の先として、先ほど述べましたように、さまざまな特別支援学校があったり、特別支援学級、あるいは特別支援教室、通級の指導学級とか、通常の学級とか、さまざまな場が、個に応じた、ニーズに合わせた丁寧な対応をするということで場もふえたと思ひます。そういった、どこのところに就学をしていくか、就学先を判断する、選ぶところで、就学相談というのを多分、学校の教育委員会のほうでもやっているかと思ひますけれども、どこで学ぶかの適否ということで判定をしているというような形になってるかと思ひます。障害があっても地域の学校に通わせたい、あるいは御本人が通いたいという希望があれば、地域の小学校へ通うということが、今現在できるようになってるのか、そのあたりをお伺いします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 保護者、児童・生徒の希望を十分、就学相談の中で聞き取りながら、その就学先については十分な検討を進めております。実際に就学先の希望が、保護者、児童・生徒において、通常の学級でという希望においても、その実現は図られているものと考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 平成25年に文科省のほうで示された、学校教育法施行令の改正というところで、まずこの就学相談のシステムというか、その中でも就学先を決定する手続の中で、本人や保護者の意見を尊重し、総合的に判断をするというようなことが示されています。今そのように行っているということで御答弁いただきましたけれども、この東大和の第二次東大和特別支援教育推進計画の中の就学相談、就学システムの充実という項目があって、そこに書かれていることが、児童・生徒及び保護者の意向を可能な限り尊重し、最終的には教育委員会が決定する。そのときの総合判断として、年齢及び能力に応じた十分な教育が受けられる。障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、そのほかの事情を勘案して、最もふさわしい就学先を決めていくというふうにあります。共生社会を目指すインクルーシブ教育の原点は、学びの場を

分けないってことでありますので、地域において十分な教育を受けられる体制を整えていけば、学びを分ける必要もないのではないかと思います。

地域の学校を希望しているのに、進学先として適しているか、適してないかというような就学相談の場で、あなたは地域で学ばせたいと思っているのに、地域の学校に通わせたいと思っているのに、あなたは、あなたのお子さんは、特別支援学校が適してますよと言われると、やはり保護者の側としては、そういうふうに言われてしまうと、本当は地域の学校に通わせたくても、特別支援学校のほうに行かなくてはならないのかなというふうに考えてしまうというようなことが起きているのではないかなと思って、今回こういうふうに質問しているわけなんです、その中で条件として、総合的な判断をする条件として、やはり地域の学校を希望していても、地域では十分な教育を受ける体制がないってことを理由にして、受け入れは適してないってことは、私はちょっと違うのではないかなというふうに思います。そこはやはり地域の教育体制を充実させていくということが、方向としては必要であって、教育委員会はそういった役割を持っているのではないかなというふうに思います。

十分に保護者の意向を酌んで、このあたりは判断をしていただきたいと思いますが、ちょっともう一つ、特別支援学校の判定が、特別支援学校が適してますよという判定が出たお子さん、児童・生徒は特別支援教室は、そういった判定が出た方が、通常の学校を希望されて地域の学校に行った場合に、特別支援教育は受けられないというふうに言われたというような話を聞きましたが、そのような対応はあるのかどうかお伺いします。

○**学校教育部参事(佐藤洋土君)** 特別支援学校に、就学判断において適であるというようなお子さんが通常の学校に行った場合に、その専門的な教育が受けられないからってというようなところについては、一つの内容として、確かに特別支援教育の例えば免許を持っていない教員が特別支援の教育をすると。特に特別支援学校に通うようなお子さんについては、やはり専門的な指導が必要であるというようなところから、そういった指導が十分受けられなくなる可能性がある、そういった説明については、保護者のほうにしているものと認識しています。

以上です。

○**4番(実川圭子君)** ということは、先ほどの事例でいきますと、特別支援教室のほうでは受け入れられないってことは、そういったような説明をしているということがあるということによろしいですか。教室、特別支援学校の判定が出た児童は、通常の学校を希望してそちらに行った場合に、特別支援教室に入れるかどうかということですか。

○**学校教育部参事(佐藤洋土君)** 特別支援教室に入るお子さんの概要、要素というか、その障害の種別におきましては、発達障害ですとか情緒の面、あるいは自閉傾向ですとか、そういった4つの項目がございまして、特別支援学校に入るお子さんと障害種別が違うというところから、特別支援教室のほうには入れないというような状況があると思っております。

以上です。

○**4番(実川圭子君)** 私がイメージしていたところでは、地域の学校で学びたいお子さんは、そのお子さんのニーズに合わせて、地域で学べる環境をできるだけ整えていくということが、必要なのではないかなというふうに思っていたのですが、特別支援教室は個々のニーズに合わせた対応というよりは、特別支援教室としてはこういう方法でやるので、そのやり方に合ってるお子さんはそこに参加できるけど、合わなければ受け入れられ

ないという方向になってるのではないかと思うのですけれども、それがインクルーシブ教育とは、私は逆行してるのではないかなと思ひまして、今ちょっと確認をしたんですが、そのあたりについてはもう一度伺ひたいと思ひます。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** この特別支援教室につきましては、東京都の独自の制度でございまして、東京都のほうで特別支援教室のほうに該当するお子さんの障害種別が規定をされてございます。そういった観点から、当市においても、この特別支援教室に入のお子さんについては、この東京都の規定に準じて入室を認めていく方向で就学相談を行っております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** そのあたりは制度として、そういう規定があると、該当するというような規定があるということはわかりました。ただ私が考えているようなインクルーシブ教育、ともに学んで個々のニーズに合わせた対応をしていくというやり方とは、ちょっと違うのではないかなというふうに感じております。

ここで、私がちょっとこだわっているのは、就学相談、あるいは就学先を決定するときに、今は総合的な判断をしてさまざまなお子さんの状況とかも考えながら、教育委員会のほうで最終的には、ここが適してるよというような判断を出して思うんですけれども、国際的な流れというか、ヨーロッパとか外国のほうで見ても、その場所を分けて教育をするというのは、やはりインクルーシブ教育ではないというような見方がありますので、やはり私は、今すぐということにはいかないかもしいないですけども、将来的にはそういった方向に進んでいくべきではないかなというふうに考えています。

例えば地域でお子さんを育てたい、地域の学校に通わせたいというお子さんがいた場合には、できるだけ受け入れて、そしてそこでできるだけ個別のニーズに合わせた対応をしていくべきというふうに思っています。そういったことも、今は希望があれば拒むものではないということだと思いますけれども、ただそういった話があったときに、やはり学校としては、ちょっと本当に受け入れられるかなとか、学校側がそういった話があった場合に、戸惑ったりとかってということがあれば、やはり保護者の方も気持ちが揺らいでくると思ひますし、歓迎の気持ちをもってやっぱり対応していただきたいなというふうに思ひます。

保護者のほうも、そういった希望があっても、なかなか伝えられないというようなことも話を聞いていますし、また明らかに、そんなことはないと思ひますけれども、嫌な顔をされているようなことがあって、嫌な思ひをしているという声も聞いています。決して威圧的に接しているわけではないと思ひますけれども、教育委員会に対して保護者の立場というのは非常に弱いと思ひますので、やはり保護者が安心して子供を地域の学校で学ばせることができるように、できる限りの配慮をしていただきたいと思ひます。そういった就学相談の時点で、保護者の意思を最大限に尊重することについて、もう一度、教育委員会のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 少し就学相談の過程についても御説明したいと思ひますが、この就学相談を進めていく中で、保護者に対して就学に関するまづの確な情報を伝えると。そして、より深い理解、そして納得、こういったものが得られるよう相談を行うことが重要であるというふうに考えております。

東大和市においても、この考え方を重視して相談活動を行っており、障害のあるお子さんが、この就学相談にかかってきた場合に、そういったものがより深く行われるように、そして保護者自身が相談を重ねていく中で、特別支援教育というものに対しての前向きな気持ちですとか、意向が持てるよう相談を重ねております。そういった中で、保護者のニーズを丁寧に寄り添いながら聞き取って、保護者の意向に十分応えられるように

努めてまいるということを、これからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それで、練馬区のほうなんですけれども、就学相談にかかわらず、全員に地域の学校への就学通知を出しているというふうに聞きました。このことは誰でも、まずは地域の学校に入学できるんだよっていうことを示している。その中で、希望があれば特別支援学校へ行くなどというような方法があるという、そういった姿勢があらわれているのではないかというふうに私は思うのですが、当市では就学通知に関してどのように出されているのかお伺いします。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 就学通知書についてでありますけれども、特別支援学校に就学が既にその時点で決まっているお子様に対しては、居住地に基づく市内の小中学校、こちらへの就学通知書は発送してございません。また、就学通知書のこの発送の時期において、就学支援委員会での審議が予定されている。あるいは正式な就学先が決定されていない現状の児童・生徒に対しては、就学先が決定してから就学通知書を送付することとしております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 例えば私立の学校に行く方に対しては、就学通知は出してないということなんですか。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 私立の学校につきましては、こちらのほうは就学通知書は発送してございません。

○4番(実川圭子君) 考え方の違いなのかもしれないですけども、やはりまずは地域の学校で受け入れますよというような姿勢ですね。そういったことが、私は必要なのではないかと思いますので、このあたりはぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、ちょっと事前に余りお話ししてなかったのですが、東京都のほうの事業になるのかな、ペアレントメンターという方の派遣事業というのがあるそうなんです、そのあたりは御存じだったら教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 大変申しわけありません。ペアレントメンター、ちょっと情報として持ってくださいませ。

○4番(実川圭子君) 済みません。事前に特にお話ししてなかったものであれなんです、ペアレントメンターという制度は、東京都の発達障害支援センターのほうで、東京都から委託を受けて派遣事業というのを行っているそうなんです、障害を持ったような、同じような子供を持つ親の方が、ちょっと研修を受けて、そのペアレントメンターという相談相手ですね、保護者自身が相談相手になってるということで、同じような立場でいろいろ情報提供したり、それから相談相手になったりという、また行政や専門家とは違った角度で相談に乗ってくれるというような事業があるそうです。

やはり就学先を決めるに当たっては、非常にセンシティブというか、保護者のほうも悩まれることが多いかと思っておりますので、やはりさまざまな情報を提供するというのが、一つできることかなと思っております。この派遣事業というのは個人で申し込むことができないで、団体、行政はできるかと思っておりますけど、そういったところからの依頼で派遣ができる。派遣先については個人であったりとか、研修という形でもできるかと思っておりますので、そういったあたりでも活用していただけたらと思います。

先に行きまして就学先の決定をした後の見直しについては、一度決まった進学先を変更したい、あるいは変更するということが出てくるかと思っておりますけれども、そういったときに、保護者の方の御意見というのはどの

程度尊重されているかということをお伺いしたいんですけども、例えば地域の学校に通っていて、障害があつて、学期ごととかに面談があるそうなんですけども、そういった中で、実際の事例でそろそろ特別支援学校のほうへ転校したらどうかというようなことを学校から言われて、保護者の方が、どうしよう、困つたつてというようなことがあつたというふうにお伺いしました。こういったことは、やはり保護者の側から見れば、もうこの学校には来なくていいよつて言われてるような、排除されてるようなふうにも捉えられかねませんので、こういったことはやはり保護者側から、そろそろ転学したいつていうことがあつても、やはり学校や教育委員会からは慎重にその辺は対応していただきたいと思います。学校決定後の見直しについては、柔軟な姿勢で取り組んでいただけてると思いますけれども、このあたりについてお伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 就学後のその先の見直しということについてでありますけれども、児童・生徒の日ごろの学校生活での状況などを、担任、教員がきちんと把握をし、それを保護者にフィードバックをしていく、この作業の繰り返しは大変重要であるというふうに思っています。その上で、保護者の意向も十分踏まえつつ、やはり子供たちに専門的な教育を受けさせるという視点もあわせて、やはり大事な、重要なことだと考えますので、先ほど申し上げたとおり保護者の意向を十分重視しつつも、やはりその先の子供たちに、よりよい環境はどういうものか、ここについては保護者と学校、また教育委員会の担当も、一緒になって考えていくことは重要だろうと思っております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

その皆、就学先が変わったりとか、その都度、都度のフィードバックつていうこともそうなんですけど、やはりそういったときに引き継ぎとか、今までやってきたことがきちんと継続していくつていうことが重要ではないかなと思います。次の学校に行くことで、今までできてきたことができなくなってしまうというようなこともよく聞くことなんですけど、その子にとって最善の方法がきちんと継続されるように、やはり私はそういったときに、次の項目ですけども、記録が大事だと思ひまして、次の個別支援カード・個別指導計画の作成についてお伺いしたいと思います。

こちらのほうは、ちょっと調べていくうちに、御答弁いただいたのでわかつたのですけれども、東京都では学校生活支援シートと呼んでいたり、国のほうでは個別の教育支援計画と呼んでいたり、東大和ではそれと同じような機能の個別支援カードというのがあるということで、非常にわかりづらかつたのですけれども、引き継ぎをするという観点でいけば、私はそのあたりが、独自性があるのもいいのかもしれないのですけれども、いろんなところに転校したりとか、あるいはそういうときに継続していくつていうことでは、少なくとも東京都の形式に合わせるのがいいんじゃないかなと思うのですけれども、そのあたりのお考えをお伺いします。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 当市の個別支援カードの主たる特徴というところについて、御説明をしたいと思います。

学校現場でこの計画自体を立てて終わるということがないようにするために、確実に活用するつていう視点でつくられております。特に学齢期であります小中学校というところの支援を中心に計画できるようにしてること、またその具体的な指導の記録、支援の記録も行えるようにしてつていくつて工夫をしてること。さらにはこのカードを用いて、当市の就学相談でもこのカードを活用できるように工夫をしてつていくつて、そういった特徴がございます。そのため、あえてつていうところにはなりますが、東京都の学校生活支援シートとはまた別の様式を工夫をしたつていくつて経緯がございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 就学相談にも使っているということなのですが、それは例えば幼稚園、保育園から小学校に入るときという意味なのでしょうか。そういったときには、就学支援シートというのがあるというふうにも聞いているのですが、その関係を教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 個別支援カードにつきましては、幼稚園、保育園からのケースもございませけれども、学校に上がってから、その途中で必要、個々のケースに応じてつくっていくというようなところもありますので、全般的な活用を図っているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) この活用についてなのですが、作成するに当たってはどのような頻度というか、どれくらいのスパンでつくるとかということと、どういった人というか、どういったメンバーの方が作成をするのか教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 作成の頻度については、特段規定を設けてるものではございませんけれども、おおむね学期に1回程度、この内容について、各学校で一人一人の内容を確認をしているものと認識をしております。

作成に当たっての関係者ということでございますが、学級担任、また特別支援教育コーディネーター、学校管理職、こういった学校関係者とともに、市の巡回相談員、巡回指導員、こういったものと一緒に作成協力をしてるところがございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今は学期に1回程度、作成というか新たにということではないかもしれない、見直していったりとかってということがされているというふうなお話でしたけれども、私の認識では個別支援カードというのは、もう少し1年間とか、何か長期的な指導の支援の内容が書かれていて、個別指導計画については学期ごとの短期間の目標ということで、ちょっと把握していたのですが、そのことをもう一度教えていただきたいのと、あと個別支援カードと個別指導計画を作成するに当たり、それぞれ保護者への、保護者も参加してやっているのか、それともその情報提供のあり方とかを教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 個別指導計画との違いについてであります。個別指導計画については、どちらかというところ、ちょっと判断基準、線引きは難しいところはありますが、主に個別指導計画は学習にかかわるようなところを中心とした計画となっております。

もちろん学習に絡むということですから、生活面のところも入ってくる可能性はあるんですが、したがってこの個別支援カード、いわゆる個別の教育支援計画に当たるものについては、もう少し大きな枠での全体像、そこについて記載をしていく内容となっております。ただ、個別支援カードの中に、先ほど答弁をさせていただいたとおり、この指導の経過も一緒に書けるような、様式として工夫をしてる状況がございますので、その都度、記載できる内容があるときに確認を進めていくといったところもございます。

続きまして、保護者との情報共有ということについてであります。保護者との情報共有ということについてであります。この特別な支援が必要なお子さんについて、当該の保護者と面談を通して、この個別支援カードの内容については、子供の状況ですとか、変容の様子、支援の方向性といったものを共通理解、図るよう努めてまいります。

個別指導計画につきましては、これは一律にそれを情報共有をするというようなシステムそのものの規定が

ございませんので、個別指導計画の内容については、面談を通して保護者のほうにお伝えをすることを通して、内容を踏まえた情報共有が図られている。ただ、ケースによっては、この個別指導計画も、あわせて保護者とともに情報共有するケースもあるというふうに認識しております。

以上です。

○4番(実川圭子君) どのように指導していくのかっていうことは、やはり保護者の方とも共有をしていくことで、教育効果も上がっていくのかなというふうに思いますので、そのあたりはその都度に合わせてぜひ行っていただきたいと思います。この個別支援カードや個別指導計画というのは、例えば特別支援学級や教室、特別支援教室に通っている児童・生徒の方は、全てつくられているのかということと、それからそういった教室とか学級には入っていないけれども、通常の学級の中でも特に配慮が必要だなというふうなお子さんには、つくられているのかどうかということをお伺いします。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) この個別支援カードにつきましては、特別支援教室に入ってるお子さんについてはつくられているものというふうに認識しています。また、教室のほうにまだ入っていない、学級の中でやはり配慮が必要であるといったケースのお子さんについては、学級担任、あるいは学校の中の校内委員会を通して、この子への配慮について検討を始める際に、この支援カードの作成が始まるケースがあるというふうに認識しています。

以上です。

○4番(実川圭子君) 平成24年、文科省の調べでは、6.5%程度のお子さんが、教育上、特別な支援、必要な児童・生徒であるというふうな報告も出ていると思います。やはりこういったことも丁寧に進めていただけてるなというのはよくわかりました。

ここで、ここまでで個別支援カード・個別指導計画などについては終わりにしたいと思います。

次の役割に応じた連携や対応についてに移りたいと思います。

今も申しましたけれども、特別支援学級や教室に通っているお子さんでなくても、特に配慮が必要だろうなというお子さんなどもふえているという言い方が適切かどうかわかりませんが、世の中としてはそういったような認識が広がっている中で、やはりその担当の先生だけではなくて、やはり先生全体でこういった教育をどうしていくかということ、力をつけていくというか、そういったことがひいてはインクルーシブ教育につながっていくのかなというふうに思っていて、教員や特別支援教育コーディネーター、こちらの方々の特別支援教育への力をつけていくということが必要になっていくと思います。このあたりについては、どのような取り組みをしているのかお伺いします。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) まず教員のそういった個々の指導力を高めるという視点におきましては、研修会を各学校主催で行っているケースが多くございます。市の巡回指導員や相談員を招聘しての研修会、また外部の講師を招聘しての研修会も行ってございます。中学校では、本年度は、中学校の教育研究会で講師を招聘して、全教員が学ぶような研修会も実施してございます。また、教育委員会主催の研修会や講演会も行っているところでございます。

特別支援教育コーディネーターにつきましては、コーディネーター連絡会等を通して情報共有を図りながら、その中で必要な指導、助言を教育委員会としても行いつつ、その力量の向上に努めているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 新しい指導要領では、例えば発達障害の児童・生徒に接するときの指導方法など、細か

いところまで示されているように聞いています。実際にこういったことの勉強会ですとか、そういったことは、研修会ですか、そういったことは市内で行われているのでしょうか。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 市教育委員会が主催の研修会の中では、ここまで具体的なものについては、本年度については取り上げてない状況にはございます。各学校主催の研修会の中で、こういった内容が取り上げられていたかどうかというところについては、大変申しわけありませんが、把握ができていない状況でございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** そういったところも、広がっていければいいかなというふうに思います。やはり先生方もね、やはりさまざま対応に苦慮してるようなところもあるのではないかと思いますので、情報を提供したりとか、そういったところで先生方の応援をしていただけたらと思います。またこの推進計画の中に、ユニバーサルデザインを取り入れたというようなことが記載されていたのですが、ユニバーサルデザインについて少し教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** ユニバーサルデザインにつきましては、学校におけるユニバーサルデザインといえますと、障害のある児童も、障害のない子供も、誰もが学びやすい環境にしていくと。そういったものであると認識しています。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** こういったところを充実していくことで、やはり地域の学校でともに学ぶということが進んでいくかと思っておりますので、ぜひこのあたりを今後、充実させていっていただきたいと思っております。

次に、巡回指導員や巡回相談員についてということなんですが、こちらのほうは、ちょっとこの巡回指導員さんと巡回相談員さんの役割の違いというのが、資料を読ませていただいてもよくわからないのですが、御説明いただきたいと思っております。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** まず巡回相談員の資格というところで、御紹介をさせていただきたいと思っております。巡回相談員は、臨床心理士、または臨床発達心理士、または特別支援教育士のいずれかの資格を持っている者として採用しております。巡回指導員につきましては、今申し上げた3つの資格と合わせて教員免許を有する者ということでの資格保持者を採用してございます。

巡回指導員と巡回相談員の大きな違いといえますと、当市においては現在、巡回指導員に、この巡回相談員と巡回指導員、合わせて心理相談員というふうに大きく呼称してはいますが、この心理相談員全体業務のコーディネーター役というか、中心となって指示、伝達も含めた役割を担わせているといったところがございます。あと学校に対して、先ほどのお話をさせていただいた個別支援カード等の作成、これ学校がやることになるわけですが、そこに対しての作成協力を積極的をお願いをしているところでございます。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 今資格のことを教えていただいたのですが、こちらはこの巡回指導員という方の立場というかは、当市独自のものなのでしょうか、それともほかのところでも同じようにあるのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 他区市の状況を詳細には把握できておりませんが、恐らく当市独自のものだというふうに認識しています。

以上です。

○**議長（中間建二君）** ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、インクルーシブ教育について、続きを再質問させていただきます。

午前中にさまざま質問させていただきましたけれども、そもそもこのインクルーシブ教育の対象といますか、特別支援教育の対象になってるような児童や生徒がどれくらいいるのかということが、ちょっとイメージができないというような御意見もいただきましたので、そういったところに通っている、あるいは利用している児童・生徒の数を、ここでちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 今現在、特別支援を正規の形で受けているという数になりますけれども、東大和市に居住をしているお子さんの中で、都立の特別支援学校、こちらのほうに就学先を選んでもお子さんが、小学校で45、中学校28、合計73人いらっしゃいます。また、市内の小中学校の特別支援学級に在籍をしている児童・生徒ですが、小学校が48、中学校32、合計80。また、同じく市内小中学校の特別支援教室に在籍をしているお子さんですが、小学校が174、中学校が46、合計220という数字となっております。今の数字につきましては、いずれも本年4月現在の数字でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、特別支援学校や学級など、判定が出ていてもそういったところを利用せずに、通常の学級に行かれている方の人数がわかったら教えてください。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 本年度の数値は、まだ途中ですので集計ございません。昨年度、平成30年度におきましては、まず就学相談にかかったケース自体が145件ございます。そのうち判定、特別支援学級等々の就学先判定結果とは異なって通常の学級を選択したケース、こちらが6件ございました。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。

では、再質問の続きにいかせていただきまして、専門家チームのところについてお伺いしたいと思います。

都や国の特別支援計画のほうなども見ましても、この専門家チームというのをつくりまして、学ぶ環境を整える、専門家と連携していくというようなことが書かれています。当市では、この専門家チームというのがないということなんです、その部分の役割を個別でやっているのか、どのように対応しているのか、また今後、この専門家チームについてどのようにしようと考えているのかお伺いします。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 当市におきましては、現在、先ほど来、申し上げておりますが、巡回指導員、巡回相談員、5名の心理相談員が各学校を巡回し、専門的な視点から精力的に学校の支援をしております。また必要に応じて、この就学支援委員会に、ドクターが1人いらっしゃいますけれども、こちらのドクターにも御相談をできるような状況にあることから、現在、専門家チームを設定してございません。あわせて専門家チームを設置する場合には、財政的などところも多少なりとも負担がございますし、委員の人選、あるいは機動力のあるチームでないという意味がないということもございまして、そのあたりが課題であるかなというふうには感じているところでございます。いずれにしても今後、他の自治体の取り組み状況、あるいは成果、そういったものも情報収集に努めながら、市での設置については今後の研究課題であろうかと考えてございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 必要などときには、協力できる体制は整えられてるということがわかりました。

次、特別支援学校との連携というところに移りたいと思いますけれども、特別支援学校は、そちらに児童や生徒が通うということだけではなくて、地域での特別支援学級や教室など、必要なところに研修をしたり、支援をしたり、助言をしたりというセンター的な機能があるというふうになってはいますが、特別支援学校との関係について、どのようなことを行っているか教えてください。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 東京都におきましては、地域内の特別支援学校の中から、今お話しがあったセンター校を指定をし、このセンター校が、都民、保護者あるいは小中学校の教員等からの相談、研修の要請に応じたり、あるいはその地域で構成している特別支援学校や、小中学校と連携をして専門性の高い教員の派遣、あるいは継続的な巡回指導、巡回指導の連絡調整を行っております。当市におきましても、羽村特別支援学校が、このエリアの中心校というか、センター校と指定になっておりますので、その羽村特別支援学校を中心にしながら、エリア内の特別支援学校との連携に、先ほど申し上げたような内容について取り組みを進めております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今回の質問の最初から私が述べてますように、場を分けなくて、地域の学校で一緒に学べるような環境をつくっていくのが必要なのではないかという視点から立つと、教育委員会からの御答弁では専門的な教育が受けられるからとか、個別のニーズにしっかり対応できるということで、特別支援学校などを勧めていくということなんですけれども、今回、今回というか、特別支援教室が各校にできて、先生が循環していくというような仕組みができてきたように、私はこの専門家チームですとか、それから特別支援学校が、そのセンター的機能を発揮して、地域にどんどんかかわってきてくれれば、地域で学びながら、そういった専門的な教育も受けられるようになるというふうに進めば、インクルーシブ教育、充実していくのではないかなというふうに考えます。

今後、市内の特別支援学校の建設に向けて協議が進んでいくかと思っておりますけれども、この市内の小中学校にインクルーシブ教育、地域で学べる環境を充実させる方向で、ぜひ協議を進めていただきたいなと思います。新しく特別支援学校ができることで、そちらにみんな通えば、それで充実しますよということではなくて、地域の同じ場で学び、そのところに専門的な教育を受けられるように、その学校から来ていただけるような、そういったセンター的機能を発揮していただけるように、協議を進めていただきたいと思っておりますけれども、そのお考えをお伺いします。

○学校教育部参事(佐藤洋土君) 今現在、都立、新しい特別支援学校の建設に向けては、まだその建設自体に向けての協議の段階というところというふうには認識をしております。今後この建築等の内容が固まり、その後、教育の内容についての連携というところについての協議に進展をする段階におきましては、より当市の特別支援教育の充実が図られるような協議を、前向きに進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) ぜひ、そのように進めていただきたいと思っております。

それでは、④の環境整備についてに移ります。

教育の内容もそうですけれども、学校自体の環境のハード的な面での整備というのも進めていっていただきたいなと思っております。今回、エレベーターの設置についてということで、エレベーターというふうにしたのですが、全体的にそのハード面での整備ということでお伺いしたかったのですが、エレベーターに関して

は二小と八小、改築の際につけていただいているということで、また今後、学校の長寿命化計画の中に、設置について前向きに検討していただけるというようなことでした。

いろいろ近隣市など、お話をお伺いしますと、小平市では全校にエレベーターをつけているということですが、それでも給食の配膳で使っているエレベーターを、ちょっと改造して使ったりとか、いろいろ工夫をしながらされているということですので、当市でできることを積極的に整えていっていただきたいと思います。

また、エレベーターということに限らないでも、これは学校の中で移動をしていくということを保障するということですので、例えば段差をなくしたりとか、校舎の1階にそういった教室をつくるとか、いろいろ配慮というのは工夫次第でできると思います。ハード面で、現時点でエレベーターに限らず、今後、進めていくような配慮を現時点で可能なことなど、何か考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 学校の施設において、ハード面の改修ということで、誰でも使いやすいということで、優しい学校施設ということでは、エレベーターのほかには、やっぱり段差の解消、それから誰でもトイレ等の設置ですね。それから点字ブロックや、そういったところが考えられるのかなと思いますので、今後の課題かなというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 例えば体育館の入り口などの段差をなくすとかっていうことは、障害のある車椅子のお子さんに限らず、選挙のときですとか、あるいは災害時の避難所とか、入学式とか卒業式とかいろんな行事でいろんな方が訪れるっていうことで、ほかの方にも利用しやすくなるっていうように考えれば、こういうことは積極的に進めていっていただけるかなというふうに思います。ぜひ、できるところからバリアフリーの学校をつくっていただきたいと思います。

それから、次のタブレットや音声ガイドつき教科書など、教材の充実についてということなんですけど、こちらはコミュニケーションが苦手なお子さんですとか、生徒にとってICTの活用は非常に有効だというふうにも私も聞いています。ただ、指導する方がそれをうまく使えなかったら持っていても仕方がないことですが、現在、特別教室や特別支援学級で必要になった教材、タブレットや音声つきガイド教科書以外でも、こういった特殊な教材が必要になったときには、どのようなルートで調達をしていくのか、新しいものが必要となるときに、誰の判断でどのようにその手続のもとで利用ができるようになるのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 例えば特別支援学級、特別支援教室等において、このパソコン等の活用によって児童・生徒の教育の充実を図ろうという場合におきましては、現在、各学校に担当しております、例えば小学校でいえばタブレット型のパソコン、こういったものを臨時的にパソコン教室のほうから持ってきて、そこで活用するというようなことは考えられるかというふうに思っております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** それだと、ほかのところで使うときに、専用のものが今はないということなんだと思いますけれども、そういったものがどうしても必要だというときに、私が聞いたところでは、タブレットとかだとちょっと高額になるので、ちょっと話がまた大きくなるんですが、簡単な教材などは担当の教諭とかが自分の持ち出しで教材を用意したりっていうことがあるというようなお話も聞いていますけれども、そういったこういう教材が必要だとか、こういうものが必要だっていうようなことは、教育委員会のほうに要望というか、そういう形でそれが用意されるようになるのか、そのあたりをお伺いします。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** パソコン等の用具、教材等を含めまして、そういった要望については個別に

は聞こえてくる場合がございますが、現在、当市におきましては、東大和市第二次の振興基本計画の中で、学習用タブレット型パソコン、あるいは教員の指導用のパソコンの整備について計画を立て、検討を進めているところでございますので、そういったところできるだけ早く実現を図り、そういう教員の声にも応えられるよう、また子供たちの教育の充実に資することができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 限られた予算ということもあると思いますので、市の中で現状、十分な支援というのがどこまでできるかっていうのを、私もちょっと思うところなんですけど、そういったところも含めまして、やはり専門的な教育とか個別のニーズに丁寧に対応していくということで、さまざまな学びの場が用意されているということは、今回の質問でもよく理解ができました。

ただ、そうやって、じゃあなたはこちら、あなたはこちらと分けていく教育をしていくということは、やはり障害のある方を社会から遠ざけてしまう、共生社会とは逆の方向に行ってしまうのではないかとというのが、私の思うところなんです。

本来はそういった専門的な教育や、個別のニーズに応えられるように、市の中でしっかりと充実した教育ができるという方向に進んでいくことが必要なのではないかと思えます。インクルーシブ教育っていうのは、障害のある子供たちだけではなくて、その子供たちの特別なものということではなくて、全ての一人一人の個性や違いを認め合って折り合いをつけていたりとか、協力したりとか、全ての子供たちの学びの場になるというふうに考えます。

そういったことで、国際的には場を分けなくて一緒に学んでいくという方向にいつてるのではないかと思えます。イタリアでは、もう特別支援学校というのは、そういった学校はもう存在しないということです。イギリスやアメリカでも、場を分けているところもあるけれども、それはまずは一緒に学び、それにプラスして特別にニーズがある方はそちらに、子供に沿った教育を用意しているという方向で、やはり基礎は一緒に学ぶということが用意されているということです。

当市の特別支援教室の設置などが進んできたことは、私は評価したいと思えます。ただ質問の中でも、その学びの場っていうのが、特別支援教室はこういった概念でつくられてるということもわかりまして、枠が決められているのかなというふうにも思いました。個別のニーズに合わせた対応というよりも、どちらかというと学校のやり方が主体で、それに児童・生徒を合わせる。合わせられなければ受け入れられないっていう形になってしまうと、やはりインクルーシブとは逆の方向になってしまうと思えます。学校においてできるだけ支援の幅を広げて、地域の学校での対応力をつけて、地域の学校と一緒に十分な学びができるように、今後もぜひ努力を続けていただきたいと思います。

以上で、この1番のインクルーシブ教育については終わりにしたいと思います。

それで、続きまして緑と花があふれるまちづくりについてということで質問をしたいと思います。

今回は、第二次の緑の基本計画の中から、少し質問項目を考えました。壇上でも言いましたように、平成29年度の第3回で、私は植栽や街路樹等の適正な管理とはということで質問をしました。そのときと、今回も同じように御答弁、最初の御答弁では仕様書に基づき適正な剪定を行っている。自然の樹形を考慮して剪定を行って、景観を保っているというようなお答えだったと思えます。そのように、剪定はされているところもありますが、そうでないところも見受けられ、市民の方からは、どうしてあんなふうに切っちゃったのということをよく私も要望を聞くところなんです。

前回の質問のときにも、私はそのときに、私からは街路樹管理計画などをつくって目標とする樹形などを市民にもわかる形で示していくように要望しました。また老木となった街路樹の更新については、費用もかかることから計画をしっかりとって進めてほしいということを要望しました。そのときの御答弁としては、更新については今後検討していかなければならないという御答弁でした。昨日もほかの議員からも、街路樹のことについて丁寧に質問がありまして、この長期の管理計画などのことについても触れておりましたので、余り検討が進んでないのかなというのが正直なところなんですけれども、前回、私が質問したその管理計画をつくったらどうかということについて、その後、更新について今後検討していくという、今後検討、どのような検討がなされたのかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹の管理計画までには至ってございませんが、市道第8号線の湖畔通りなどでは、桜が老木化しまして、その植えかえを今行っているところでございます。そのような桜の更新を今行っているところでございますが、当市の街路樹でございますが、全般的に大木化、老木化進行し、今後、撤去は更新が必要になってくるということで認識してございます。今後、街路樹の点検と診断を行って、その結果から街路樹の植えかえを計画し、実施していくことが必要だと思っておりますが、現在のところまだ計画までは至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） まだ計画までは至ってないということですが、本当に本数も非常に多いです、全部をいろいろ診断をしたりとか、必要があれば植えかえをしていくということになれば、非常に多くのお金がかかると思います。本当に計画的に進めなければならないかなというふうに思っています。

今回、他市の状況なども調べるうちに、街路樹剪定士という資格を持った方が、これ民間の認定制度なんですけども、そういった剪定士、街路樹に精通した剪定士という資格がありまして、その資格を持った人を市の街路樹の剪定の入札条件にしているような自治体が幾つか見られました。この街路樹剪定士という方の技術を使って、市の街路樹の剪定など、アドバイスをもらったり、その方に剪定してもらったりということを進めたらいかがかと思いますけれども、その点について御意見をお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 街路樹剪定士についてでございますが、この資格は一般社団法人の日本造園建設業協会が、街路樹剪定士認定制度をつくったもので、協会のほうで行う資格試験の合格者に与えるものでございます。認定されました街路樹剪定士は、樹木の生理生態や街路樹に関する専門知識と伝統的な職人芸とも言える技術をあわせ持ったスペシャリストであるということで認識してございます。先ほど入札時の条件ということでございましたが、市の入札の参加資格を有し、植木剪定、造園などの実績等から街路樹剪定の能力を有していると思われる事業者としているということでございます。

また、街路樹剪定士と相談しながら対応すべきではないかというお話でございますが、これは一つの例でございますが、市道第8号線の桜の植えかえの工事を現在行っているということで、先ほども答弁させていただきましたが、この市道8号線の桜の植えかえについては、造園技士の方にどのような方法がよいか相談した経過がございます。この中で植えかえにおいて、同じ場所での植えかえは、土壌の中に樹木に悪影響を及ぼす菌が残っているため、同じ箇所には植えないことというアドバイスをいただいております。造園技士の方ということで、国家資格のある造園施工管理技士であるとか、また国家資格ではないんですが、先ほどの街路樹剪定士ということも含まれますので、そういうような技術を持った方からのアドバイスでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 8号線の植えかえなどには、そういった方のアドバイスなどもいただいているということで、ほかの地域に関してもそういったことを広げていただければと思います。いろいろ街路樹のことでお話しさせていただきますと、強剪定といいますか、かなりこう切ってしまうにも、近隣との事情とか、いろいろ事情があってそうされてるというのもわかるのですけれども、そういったことがほかの市民の方にもしっかりと伝わるようなことが、私は必要なのではないかなというふうに思います。そのことについては、後ほどの緑のガイドブックや、そのあたりでちょっとお聞きしたいと思います。

次にいきまして、市民参加による街路樹等の管理についてということで、緑の基本計画にこのようなタイトルの項目があったのですが、市長答弁のほうで市民参加によるということで、雑木林の会の方の御紹介いただきましたけれども、雑木林の会の方は多分狭山緑地のところを中心にやられてると思いますけれども、この緑の基本計画に載っている市民参加による街路樹等の管理ということについて、どのようなものが考えられるのかお伺いします。

○土木課長(寺島由紀夫君) 市民の方等が街路樹を管理するということがございますが、道路の街路樹の管理を市だけで行うのではなく、市民団体等が共同管理者として樹木の美化等を自発的に行うものであると考えてございます。当市ではまだ制度としてはございませんが、道路アダプト制度などがそれに当たるということで認識してございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今おっしゃられましたアダプトプログラムとか、あとボランティアサポートプログラムというのが計画に、緑の基本計画に載ってるのですけれども、これらの具体的なものと、これを具体的に進めるにはどのようにしていくのかお伺いします。

○環境部長(松本幹男君) 具体的な進め方ということでございますが、一口に街路樹の管理、市民ボランティアを入れるというのは、そんな簡単ではないというふうには認識しております。やはり交通上の問題等もございますので、身の安全の確保というところを備えた中で、実施していただく必要がございます。そのため具体的な形というところでは、今現在、花植えボランティアさんを募って、少しずつであります活動していただいておりますので、そういったところを基礎として徐々にそれ広めていく、そんな形がとればというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 中央公民館の前の市役所の前の通りも、街路樹の根元に花を植えていることで、ああいふところもきれいに整備をされてるっていうのが、それに当たるのかなと思います。ぜひ積極的にこちらのほうは進めていくことで、市民の方の協働の管理ですか、街路樹に対する意識も変わっていくのかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、緑の普及の啓発、緑化の奨励についてお伺いします。

緑の基本計画の中には、さまざまな緑化の奨励という項目がありまして、工場や事業主の方、それから商店、それから駐車場などの持ち主の方が緑化することでまちの景観が変わっていく、それを市がPRするというようなことが書かれていますけれども、このPRというのはどのような方法で行っていくのかお伺いします。

○環境部長(松本幹男君) 計画の中では、緑化の奨励ということで、具体的に住宅から始まりまして、幾つか場所等、列挙してるところでございますが、今のところ進捗できているところというのが、ポケットパークということで第二小学校の南東の角のところですね、あそここのところにポケットパークのほうを、ここで設置

させていただいております。そこにつきましては、富士見通りのところの商店街の方たちの協力を得て、花の花壇になるわけですが、設置をこれからするところでございます。ですから今後、当然市の公式ホームページに掲載することもそうなんですが、他の議員からもありましたように、フェイスブック等での発信も含めた中で、広めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 市内の花壇をふやしていくということで、最初の御答弁でも16カ所ですか、市内に花壇がもうできてきているということで、あとは駅前にも花壇がありまして、本当に私もまちの中を走っていて、非常にふえたなという印象はあります。そういったところもPRしていくというか、こんなところで花がきれいに咲いてますよというようなことを知らしていくということも、必要なのではないかなと思いますけれども、先ほどの基本計画に載っているPRをするという点において、フェイスブックというようなお話も、SNSの活用ということもあったと思いますけど、もう一度ちょっとそのあたり、PRというのはどのようにしていくのか、工場や商店や駐車場というところで、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 具体的なPR、周知は、非常に協力者を募るところで難しいという問題がございます。したがって、先ほど申し上げましたように、具体的な場所を1つ、まずは実践してつくる。それを周知させていただくことで、例えばこちらの計画に記載のございます住宅地、工場、事業所、商店街はここで実施します。あと駐車場等の緑化の奨励、こういったところにつなげていくためにも、先ほど申し上げたとおり1カ所、まずは成功させ、周知をして、それを1人でも多くの方に見ていただいて、そこで私も参加したいという、そういった思いを持っていただけるような周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それで、そういったところの活用にもなるのかなと思うのですが、次の緑のガイドブック等の作成についてですが、これがそういったポケットパークの紹介から始まり、こういったことが市内で行われているよというようなことを載せたりするのか、この緑のガイドブックの作成というのとはどのようなものなのか、お伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 基本計画上で申し上げてるところの緑のガイドブックというのは、最終的な目標の到達点かというふうに現段階で思っておりますが、ただ現状、作成する上では、市内に緑や花が植わった景観のいい場所をつくりまして、今いろんな課でウォーキングマップをつくっております。それらをうまく融合させた形で、市内の散策に活用してもらえそうな、そういうところからスタートしたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） もう一つ、緑の基本計画のガイドブックの作成等のところに、もう一つ記載がありまして、どのような場所に、どのような植栽を行ったらよいか、管理はどのようにしたらよいかなどの方法について、わかりやすく解説した緑化マニュアル等を作成し、市民や開発事業者に対して情報提供を行いますということが載っています。私はこの緑の緑化マニュアルですか、これが本当に作成されたら、市民にもわかる植栽の管理について、市民とも共有ができるのではないかと思います。

最初のほうで述べた街路樹のことを、どうして切ってしまうんだろうというようなことで、市民の方からもいろいろお問い合わせがある中で、市としてはこういうような方向で植栽を管理しているよというようなこと

が、共有するということが大事だと思いますので、この緑化マニュアルについて、ぜひ作成をしていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 市内の散策ができるような、先ほど申し上げたガイドのマップをつくる。そのところが終えた段階で、最終的には今、議員からお話ございましたように、市民と共有できるようなそういうガイドブック、そちらのほうは作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） この緑の基本計画、10年計画ですので、10年のうちには必ずこれができるのかなということを期待したいと思います。

なぜその植栽を植えたのか、まちの景観をよくして日陰をつくったり、安らぎを与えてくれる街路樹や公園などの樹木について、市民との共有の財産として大切にしていけることが、伝えられるようなそのものが必要なのではないかと思います。先日、市長の御答弁の中でも、人と緑、特に緑の大切さが、これからは必要だということをおっしゃってございました。市民団体の中でも、数年前に市内の街路樹を丁寧に調査した方々がいらっしゃいますので、そういった団体の力もかりて、ぜひこういった共有できるものをつくって、PRに努めて、市内の緑をふやしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1として、「東大和市総合福祉センター は～とふる」について。

1、東大和市は通常、運営状況についてどのような点検・指導を行っているのか。

2として、市としてはどのような課題があると考えているのか。

3として、運営母体の変更はあり得るのかということであります。

2番目として、自然エネルギーによるまちづくりについてお聞きいたします。

地域活性化の観点から地域新電力（自治体新電力）の研究・検討を始めるべきではないのか。

その点についてお聞きいたします。

この場では以上です。よろしくお願いいたします。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市総合福祉センター は～とふるの運営状況に係る市の点検・指導についてであります。総合福祉センター は～とふるは地域福祉の拠点として、市が事業実施者である社会福祉法人に土地を無償貸与し、事業実施者が施設整備及び運営を行うという形で、平成28年10月に開設いたしました。市と事業実施者との協定により、実施するとされている事業について、毎事業年度終了後に運営状況の報告書を提出していただくとともに、委託事業については例月の連絡会、その他の業務については随時の打ち合

わせ会を行い、適正に点検・指導を行っております。また、事業実施者において、地域の関係者や福祉の関係機関を構成員とする地域連絡会を開催し、運営に幅広く意見を取り入れております。

次に、総合福祉センター は～とふるの課題についてであります。総合福祉センター は～とふるは、令和元年10月に開設後3年を経過します。市と事業実施者において協定を結び、基本計画に上げた10事業のほか、事業実施者の提案による事業を実施していただいております。開設当初は実施体制が十分に整わない事業もありましたが、現在は適切に事業実施が行われているものと認識しております。課題といたしましては、福祉全般にわたる介護人材不足の状況があり、特に看護師や専門的資格を有する職員の確保や定着等であると認識しております。

次に、総合福祉センター は～とふるの運営母体の変更についてであります。総合福祉センター は～とふるは事業実施者が施設整備及び運営を行っております。市と事業実施者との協定により、市と事業実施者が相互に協力して円滑な事業遂行を図ることとしております。したがって、事業実施者としてふさわしくない行為があった場合、経営破綻等により運営の継続が困難となった場合以外は、運営母体を変更するということはないものと認識しております。

次に、地域活性化の観点からの地域新電力の研究・検討についてであります。地域新電力につきましては、先進事例が新聞などで報道されております。長所といたしましては、地元でつくった電気を使用するため、送電の距離が短く、伝送ロスが大幅に軽減できること、また地元の企業が電気の小売事業を行うことになるので、地域経済の活性化が期待できることなどが挙げられますが、現在検討は行っておりませんが、今後研究を進めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、再質問させていただきます。

まず、は～とふるに関して、点検・指導ということでもありますけれども、基本的には報告書、協定の第1条に、規定に基づく報告書ということで書類が出されておりますけれども、基本的にこの内容が中心で提供を行っているということだと思いますけれども、これに関して少し伺わさせていただきます。

基本的に、この間、なかなか全体の運営ができてないといいますが、例えばもともと市がいろいろ購入して、あそこでパンを焼いたりするためのそういった備品類、またクリーニングなどができるいろいろ備品類などを入れて、かなり市も財政的な援助を行ってきたと思うんですけども、一応それらのことは、今現状では大体稼働できてる形になってるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合福祉センター は～とふるの建設に際しましては、国や東京都の建設補助の対象とならない備品等について、市として整備のための補助を行いました。その中には、通所の就労継続支援B型の作業で行うパン工房や、クリーニングにおける備品等も含まれておりますが、現在それらの作業については就労B、継続支援B型の作業というところで行われております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 一応、最新の事業報告によると、一応そういう形で全部、そういったものも使われ始めたと思いますけども、ここですね、最初のころはなかなかそれがうまく機能してなくて、なかなか事業も進展してなかったかと思うんですけども、その辺についてはどのような報告を受けていたのか、単に担当がいなかったかとか、いろいろ事業の進展ができなかったのか、つまり今、先ほど聞いた内容のいろんな事業は、

B型のほうでも全体的にでき始めてますけども、ただこれも最近になってでき始めたんじゃないかと思うんですね。当初すぐ稼働できなかった理由については何か、市としてはどのような形で報告を得てるのか教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労継続支援で、B型で行っております喫茶、売店、それからパン工房、クリーニング、それから多目的集会室等の清掃、これらの業務に関しましては、それまで旧みのり福祉園で行ってました作業とは異なる作業でございます。そういう意味で、まず利用者の方々が、それらの作業のうち、どのような作業に適しているかと。そういう適正を見きわめるというようなことのために、時間を要したというところが一つございます。

そして、その後、例えばパン工房ですとか、クリーニングに関しては、特別な技術等も必要になりますので、それらの習得ということで丁寧に作業の指導を行って、その中で軌道に乗せていくというようなことで、28年10月に開設しましたので、当初の半年から1年に関しては、そのような形で利用者の皆さんが作業になれるということを重視しておったというふうに報告を受けております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） そういう報告ということでは了解いたしました。

それに関してはちょっと次の点で、どのような課題があるのかという点で、また聞きたいと思いますが、一応ちょっと運営状況の中で教えてほしいことがまず1点あって、補助金の事業収益、公費という形です、最新の事業活動計算書によると約4,898万円ですか、約5,000万円近いお金が公費という形で、は～とふるに補助されておりますけども、この内訳についてはどういう内容になっているんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成30年度の決算の状況で申し上げますと、この4,898万円の事業所側での収入になりますけれども、こちらについては2つの補助金からなっております。1つが、日中活動系サービス推進事業費の補助金ということで1,606万7,000円。こちらのほうは東京都の10分の10の補助で、日中活動を行うサービス事業所に対する補助ということで、は～とふるのみならず、市内の作業所等も補助を受けてるものであります。

もう一点は、総合福祉センター は～とふる運営費補助金というもので、こちらのほうが3,291万3,000円ということになっております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） そうすると、この補助金の公費という中の1,606万円のほうは東京都の補助ということですけども、じゃ残りの3,291万何がしの運営費というのは、市からということで理解してよろしいんでしょうか。そして、この内訳はどうなってるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） は～とふるの運営費の補助金につきましては、市の補助ということでございます。そしてその内訳ですが、そのうち2,200万円については送迎に係る経費の補助でございます。そして残りにつきましては喫茶、売店、それから多目的集会室、それらにかかる経費と、看護師の配置に係る経費ということでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと細かいことですけども、その看護師にかかる経費というのは、どのぐらいの経費を充ててるんでしょうか。細かいですけど、ちょっとわかったら教えていただきたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 看護師の配置に係る経費については261万3,000円、それからその他の多目的集

会室や、喫茶等の運営にかかる経費については830万円という内訳になっております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 基本的に、は～とふるに関しては、いろいろ建物をつくる段階から、いろいろ内容的に、東大和市総合福祉センターという名称に含めても、そういう名称を入れるべきなのかどうか、いろいろ障害者団体とか、いろんな団体からもちょっと疑問視がありました。ただ、現状こういう形で推移してますし、今さらその変更というのはないんでしょうけれども、基本的な運営は民間の医療法人が行ってる中で、まず市がこれだけの3千約291万円の補助金を出してる。これに関しては、例えばこの送迎費に関しては前からちょっと指摘してるように、ほかの同種のデイサービス事業ですね、そういった障害者施設の同じような事業をやっているところには、市からは1円も補助金はないわけです。

あわせて、この看護師の補助とかも、ちょっとこれも各事業所もいただいたことはないと思いますし、売店とかそれらの補助金に関しても、ちょっと、は～とふるだけ特別ということでもよろしいんですね。ほかの事業所に、これにかかわるような補助金というのはないですよ。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるに関しましては、基本計画に掲げました10の事業を実施していただくということで、協定に基づいて運営をしていただいております。

1つは送迎の経費に関しましては、公設の旧みのり福祉園の事業を引き継いでいただいたということで、そちらでは生活介護や就労継続支援B型でも、非常に重たい方を受け入れているということで、バス等を使った送迎をしているということで、それらの経費について補助をするということで運営をしていただいております。その他の看護師につきましても、医療的ケアを新たに行っていただくということも含めて、そのことについて看護師の確保が必要だということを踏まえた補助となっております。したがって、このような補助につきましては、総合福祉センター は～とふるに関してのみということでございます。

以上です。

○福祉部長（田口茂夫君） 喫茶や売店等の関係でございますが、一部、上北台公民館内に他の団体の方に無償、場所の提供等を一部してるところがございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ちょっとやはり気になるのは、これはもう前から言っているとおり、余り繰り返しませんけれども、送迎費に関してはね、は～とふるだけ特別にそういうお金が出てると。私の知ってる限り、各市内のそういった事業所でも、結構重度の方、いらっしゃって、そのために特別に、そういった人を運ぶための車両を買って、それで運営をしています。当然、市からは1円も補助金を出てません。

それと、あと看護師に関しても、これは各事業所、いないところもあるのかな、わかんないけども、大体、看護師も必要性に応じて職員として雇っている場合が多いんですけど、それも基本的には補助金は市から1円も出てません。独自の財源で雇ってやってるわけですから、看護師、とりわけ看護師に関しては、どうなんでしょう、そこまで補助をする必要があるのかどうか、そういった検討はされたことあるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 看護師の配置に関する補助に関してでございますが、建設準備をするに当たって、1つは先ほど申し上げましたとおり、生活介護において、これまで対応できてこなかった、一定程度の医療的ケアが必要な方も受け入れていくということとあわせて、短期入所事業を実施するというので、それに伴って夜間においても医療的ケアが必要な方が生じた場合、対応をしていただくということで、常勤の看護師を置いていただくということを前提として、そのための、なかなか今、看護師の配置というのが非常に難

しいというような状況がございますので、それらを補完するというような意味で、一定程度の補助を行うということで協議を進めたというような経過がございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 次のどのような課題があるかということと関連するんですが、今のちょっと確認ですけど、その看護師の場合は夜間も対応するための看護師という形で配置してる例なんですか。

はっきり言って、ほかの事業所でも看護師は結構常勤として雇ってる場合があります。市内でもですね。けれども、基本的にはそれに対して補助金も何も出てませんし、特別に、は〜とふるだけそこまで援助するというのは、その夜間対応もするという必要性からそうなっているのかどうか、その点はどうなんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 新たに短期入所を実施するという前提で、夜間等も含めて複数人の看護師が必要であろうというようなことも含めて、補助を行うということでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） それに関連してですけども、これはほかのちょっとね、関係の方からちょっと、ぜひ聞いてほしいということでちょっと言われたことなんですけども、昨年段階で、一時ですね、看護師がいない状態がは〜とふるにあったと、やめてしまってですね、そういう状態があったという話も聞きました。その辺の経過はどうなったんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 看護師につきましては、市長答弁にありましており、福祉の業界全体の中で不足しているというような状況がございます。は〜とふるにつきましては、平成28年10月の開設当時から勤務しました看護師が、昨年7月末に退職をされた。そして30年4月から勤務した看護師が10月末に退職されたというような状況があると伺っております。11月、12月の間、補充ができない状態があったということでございますが、その間は併設しております特別養護老人ホームの看護師が、必要な場合に対応するというので対応を行ったということでありまして。そして、ことしの1月からは、非常勤でございますが、3名の方を雇用して、対応ができていくというふう聞いております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） そうしますと、ことし1月から、は〜とふるのほうでは、非常勤の看護師3名で対応してるということでありまして。そうすると、その非常勤で、あそこで泊まりとか、そういったときの対応もしてるのか、夜間対応ですね。それでうまく回してるのかどうか、ちょっとその辺も気になりますし、261万のそういう補助金というのは、そうした看護師不足の中で、市として補助金を出して、何とかしてほしいということで入れたお金なんですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的に総合福祉センター は〜とふるにつきましては、一定の条件の中での公募により選定をいたしまして、こういった形での協定等を結んでおります。そういったことで、この看護師につきましては、先ほど課長からもお話がありましたとおり、短期入所等に備えるための夜間医療的ケアに対応することを前提の中での補助金を出していると、このように御理解をいただければと思います。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今回の部長の答弁からすると、短期入所のショートステイとかするための対応のための看護師ということですよ。そのために、当初からそういった、ですから最初からそういう補助金を出したということだと思んですが、基本的には、確かに看護師さんが不足している。どこの事業所でもいろいろ困ってたりとか、でも何とかしなくちゃ対応できないし、看護師がいるいないで、国というか国保連からの補

助金も違ってきますしね、いろいろ努力して必要性に応じてやってるのがほかの事業所の例です。

つまり、は～とふるだけ特別ね、看護師入れなくちゃいけない、そういう施設だから、特別な事例ではないわけです。ほかの事業所でも、実際、看護師を常勤で雇って、一生懸命ですね、自前の費用で頑張ってるところが多いわけですね。その辺からしても、ちょっとどうなのかなと。そして、まして今の現状では、常勤じゃなくて非常勤3名で何とか対応してるということですから、補助金をいただきながらも、それもどうなのかなというのは、ちょっと正直、疑問には思います。

それとあと、このは～とふるの所長さんが、結局、この間、何名かわってます。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるには、障害部門の長であるセンター長という方と、特別養護老人ホームの責任者である施設長という方がございます。そのうちセンター長につきましては、平成28年の開設当初の方から、途中、別の方にかわりまして、その2人目の方が今年の7月に退職をされました。その退職後は、特別養護老人ホームと障害部門を束ねる総長というような方を置いておりましたが、障害部門のセンター長は、この3月末まで不在というような状況で、それにかわって各部門の管理者の者が責任を持つというような体制でとっておりました。この4月から、新たにセンター長が配置されて、現在に至っているというような状況でございます。

以上です。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

午後 2時45分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） 休憩前に引き続き、質問いたしますけども、基本的には～とふるのこと自体のことと言えば、職員は非常によく頑張ってると思います。私も時々、は～とふるのをぞきますし、そこでの対応は非常に丁寧ですしね、一生懸命、今の現場職員は頑張ってるのはよくわかってます。ただ、全体的にえっと思うことが結構あるのはなぜかというのがどうしても疑問になるわけです。

先ほどの話からすれば、結局、センター長は、この丸3年の間に3人かわってるというか、今3人目の方が所長になってるという理解でよろしいんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 現在の方が、センター長としては3人目でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 丸3年のうちに、センター長が3人目になりましたというのは、やっぱりちょっとどこかおかしいと思いませんか。また、何でそうなったのかは、市としてはどのように伺ってるんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 人事の件に関しましては、市のほうがなかなか事業所に対して、どうのこうのというのはなかなか言えないところでございます。そういったところで、さまざまな要因はあるんだと思います。それぞれの個人の関係もあるでしょうし……ということだというふうには認識しておりますけども、具体的にやめられる理由ですとかということ、市のほうには特段、情報等は入っておりません。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 人事のことを細かく聞くのは云々と言って、それで指導になるんですか。ちょっと私は納得できないですけどね。だって、丸3年、10月で丸3年ですか。それで、センター長がころころかわっ

てるって、それ自体がちょっと異常事態と思わないんですか。運営上、何か重大な問題でもあったらどうするんですかっていう、普通は当然なぜ、またかわったんですかとか、何かあったんですかぐらいは聞くんじゃないですか。まして監督する立場ですよ、市は。いろんな事業がうまく立ちいっててね、たまたまいろんな事情で、年齢的なことでも、定年退職ですとかいうならわかりますけども、例えば先ほどのショートステイのことでいえば、この間、は〜とふるさんにショートステイをお願いしたい。いろんなそういった利用者さんがいろいろお願いしても、それこそ看護師さんがいないといいますか、職員不足で対応できませんというね、そういう回答がすごく多くあって、そういう点でもどうなってんだって苦情はよく、なぜか私のほうによくくるんですけども、そういう話があります。市としての監督責任として、やはりちゃんとなぜそういう、連続してそんなことにね、ころころかわってしまうのかということ、やはり聞くべきではないかと思うんですけども、どうなんでしょう。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的に配置基準等に基づきまして、当然問題があれば、そこに対しまして私どもは、配置基準の関係につきましては適切にお話をする必要性はあるかというふうには考えております。また当初のお話の中で、看護師等につきましても、正規職員というお話から、今回、非常勤という形もありますので、極力、正規職員のほうの雇用をお願いしたいというような形での人事に関してのお話等はさせていただいてることは事実でございます。ただ、おやめになること自体が、基本的には今議員のおっしゃったように、短期間でおやめになるということに関しては、疑念が全くないということではございませんが、個人の理由等につきまして、私どもがそこを問うということはなかなかできないということでございます。

また議員のほうからお話がありましたように、は〜とふるの職員につきましても、一生懸命やっていたという御評価もいただいておりますし、実質的には30年度の決算自体を見てみますと、29年度までは赤字であったというところが、どうにか運用のほうも軌道に乗ってきまして、黒字化されてきているというところもありますので、運営自体は適切に行われてると、このように考えてるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 私のほうも、具体的になぜそのセンター長がやめたのかを、具体的に本人から聞いたわけではありません。けれども、これはうわさですけども、あえてそういうことを言うのは、やはり監督する立場として法人のほうにも聞いていただきたいんですけども、この間、やっぱり当初の所長にしても、2番目の所長についてもやめさせられたといいますかね、もともと法人の理事会の意向に沿わなかったのかよくわかりませんが、そういう話、うわさが立ったのでどうなってんだと。普通なら、たまたまそのセンター長が1人やめたぐらいだったらそう思わないけども、こうやってころころかわってるとね、それもうわさが本当かなと思ってしまい、先ほどその看護師のために補助金も最初から出してる。にもかかわらず常勤は置けない、今、非常勤3人で対応してる。ショートステイも先ほど言ったとおり、実際そういう苦情も来てる。そもそも、あれだけ立派な施設で職員も一生懸命やっている。だけれども、なぜ定員が埋まらないのか。B型にしても、生活介護にしても、さらに特養のほうもいまだ満床にならない。この辺は大変、どう考えても疑問に思うわけですよ。その辺の点については、法人側はどう説明してんですか。なかなか満床、この障害者部門に関して定員を満たさない、また特養ホームのほうに関してはいまだ満床にならない、その点はどうなんでしょう。

○福祉部長（田口茂夫君） 実際の定員につきましては、旧みのり福祉園の定員からふやしているということで、段階的にふえていくだろうというところを見込んでございます。実際に、仮にでございますけども、就労継続支援B型につきましては、29年度につきましては25名から27名、また他の短期入所などにつきましても、平成

29年度は25名から、登録者数につきましては、30年度については38名ということで、全体的にそういったところでもふえてきております。こういったところを、我々もつかんでおります。そういったところで着実に充実をしてきていると、このようには考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） それは部長の見解のね、部長の個人的な考えではそうかもしれませんけども、法人側はどう説明してんですか。

○障害福祉課長（小川則之君） 先ほど部長からの答弁で申し上げましたとおり、就労継続支援B型及び生活介護につきましては、将来的に特別支援学校の卒業生等がふえる中で、それへの対応ということで、定員を大幅にふやしたものであります。したがって、現段階で定員に達するという事は、市においても想定していないという状況であります。

そして、現在の状況ですけれども、生活介護につきましては、みのり福祉園の移行時が31名でしたので、現在36名ということになっております。そういう意味では、この間、着実に定員をふやしておるということでございます。

就労継続支援B型につきましては、利用者の重度化あるいは高齢化ということがございまして、生活介護へ移行するようの方が出ておりますので、みのりからの移行時に比べてそれほどふえてないという状況でございますが、この辺は特別支援学校の卒業生のその年の状況にもよりますので、その中では平成30年度においては人数がふえて、事業所といたしましても特別支援学校の実習生の受け入れ等を積極的に行い、また他の事業所でなかなか支援が困難な方、そういう方も積極的に受け入れるということで、努力をしておるというふうに伺っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今の説明でも明らかなように、生活介護はふえてると、それは確かにいいことだけでも、実際B型から障害が重度化して、生活介護に移行した人も結構いるわけですよ。もともと、は～とふるのB型に通って、は～とふるのこの次は生活介護に移行すると、そういった人たちもいる。

正直いろいろ今、市内にやっぱり障害者の方で大変多くいて、何やかんやいって半分ぐらいは市内のそういうは～とふるを含めて各事業所、半分ぐらいは他市にお世話になっているような状況があると思います。それで、普通だったらあれだけ立派な施設でやったらね、もっと依頼が来るんじゃないかという、私はちょっといろいろ、そういうちょっと実感を持ちます。

だから、その辺がなぜそうならないのがちょっと私も不思議ですけども、これはあれですか、逆に言うと他市の事業所さんから実はは～とふるに通わせたい人がいるんだけどと言っても断られてしまってね、行けないんですよという、ちょっと苦情といいますかね、そういった話も聞いたことがあるんですけども、は～とふるはもう純粋に東大和市在住だけに限ってということで限定してるからそうなるんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） は～とふるの就労継続支援B型及び生活介護につきましては、公設の旧みのり福祉園の事業を引き継ぐということでございますので、東大和市民の方を優先的に受け入れていただくということを条件に運営をしていただいております。

そういう中で、ただ民設民営というような運営形態になっておりますので、絶対、他市の方を受け入れるなというところも、なかなか難しいところでございますので、一定割合の中で他市の方についても受け入れるというところは、市としても承知をしておるというところでございます。

以上です。

○2番(中野志乃夫君) そうしますと、たまたま私はその担当者から聞いた、どうしても本当は、は〜とふるあたりが、他市で、武蔵村山市ですけども、ちょうど東大和市も近いし、ちょうどそういった方を通わせたいというのはね、最終的にはちょっと何か断られたという話があるので、その人が結構重度の方で対応できないということだったのかもしれませんが、やはりいろんな意味で、ましてや東大和市総合福祉センターって名乗ってる。それだけ市も援助してるからには、やはりそういった重度の方も積極的に受け入れてほしいし、まして定員に全然満たないわけですから。

これは、は〜とふるさんだけが重度の方を受け入れてるわけじゃないし、ほかでもかなり重度の人を受け入れてます。本当にもうどこにも行き場がないんで、ぜひ頼みますって言って、本当にもう泣く泣くね、大変ですけども、そのための担当職員も入れてやっている事例は他の事業所では結構あるんですよ。ですから、やはりその点は踏まえて、市が監督、一応そういった形で見てるわけですから、きちっと東大和市総合福祉センターと名乗ってる限りは、厳しくというのはちょっと語弊ありますけどね、きちんと監督してほしいなと思います。

あと、ちょっと1点、先ほど何か答弁で回答がないのは、なぜ特養が満床にならないかということについての見解はどう言われてるのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) は〜とふる特養部門の利用者が、満床にならない理由でございますけれども、当初、は〜とふるは定員60名、そしてこれユニット型でございますので、6ユニットの設計でございましたが、現在1ユニット休止しております。

その理由といたしましては、施設の人員体制が整わないということを施設長から伺っております。は〜とふる側としましては、早期にフル稼働したいというようなことでございますが、介護人材不足、全国的にこれ広まっておる問題でございますけれども、そのために職員採用がなかなかうまくいわずに体制が整っていないと、こういうことでございます。

以上であります。

○2番(中野志乃夫君) 普通なら、特養ホームですね、どこも満床で、本当にあき待ちで、いろいろ早く入れてください、そういう話があります。実際、職員不足であげられないと言ってるけども、単純にこれ人件費の問題だと思うんですよ。秋田の法人ですからね、東京の人件費とえらく違うんで、それでなかなか人件費を高く設定できなくて、なるべく安くしようとしてるのかなと。これは勝手な推測ですけど、そう思っちゃいます。つまり、やっぱりきちっと人材がそろえばあげられるわけですから、多少お金かけても、そのための職員を雇って、もともと特養ホームをつくったのも、障害福祉の事業だけではやっていけないと。そのためにね、いや、ある面、お金の問題として特養もやりたいという話でね、特別に設置したと思うんですよ。特別そういった理由もある中でね、その肝心の特養が満床にならないというのは、どう考えてもちょっと本当におかしい事態だと思います。その点に関しても、きちっとですね、多少人件費かけても、満床になったほうが実際は経営上安定するはずなんで、そのことはぜひ市としても法人に言うべきではないかと思うんですけども、どうでしょう。

○福祉部長(田口茂夫君) 特別養護老人ホームのほうのワンユニットあいてないということで、従前、ツーユニットあいてなかった時期もございました。これを私どもも、は〜とふるのほうには、早目にフル稼働してほしいというふうなことを常日ごろ述べてございます。そういったことで先般も、施設長のほうともお話をさし

ていただく中で努力はしていただきたいということでも述べさせていただいております。

特に夜間を対応する方の対応が、なかなかできないということが少し述べられております。また人材派遣の事業所とのお話もあるようでございますが、そういった事業所を使うと数十万円から、場合によっては100万円の紹介料がかかるということも述べられております。また、その後、二、三カ月でおやめになってしまうと、そのかけた経費が全く、要するに戻ってこないということもございまして、なかなかそういったところも難しいということで、さまざまいろいろ努力はされておるようでございますけれども、私どもとしても引き続きお話ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 本当にね、人材不足はもう確かに、本当にそのとおりです。どこも本当に人が不足して困ってる。ただ、私の経験で言いますとね、その人材を本当に職員を手厚く対応できるように、いろいろ本当に職員が働きやすい環境を整えると、お金の問題じゃないんですね。はっきり言って、やっぱりその職場だったら十分自分は元気で気持ちよく働けるという、そういう環境が整ってるところは、本当にやっぱり何やかんや言った人材がそろってる。あえてそういう派遣の人材のところを使わなくても、結局、来てくれるし、定着する実態を見ています。

ですから、ちょっとね、私はどうしてもは～とふるの運営の法人が、ちょっとその辺がどうなのかというのは常に疑問に思ってますから、その辺は今部長が言われたとおり、いろいろその都度、ほかの例なんかも示しながら、ぜひきちっと職員体制もうまくやれるように指導していただきたいと思います。

それで、最後にこの運営母体の変更はあり得るのかということに関しては、変更はないということですが、何か不祥事があつたら変更となっておりますけど、ただ今、建物に関して、土地か、建物は法人のものですね。土地に関して30年間、無償貸与という形だと思うんですけども、本来なら30年たつ、その前にもう一度、その法人でいいのかどうかとか、そういったことはしないんでしょうか。市としては、あつてしかるべきではないかと思うんですけども。

○福祉部長（田口茂夫君） 基本的にはさっき市長からも御答弁がありましたように、25年の4月に法人と協定を結んでございます。この中に協定の解除というところの条文がございまして、市長の答弁のような状況になってございます。基本的には、定例的に法人、法人というよりも施設のほうとですね、運営状況についても情報交換、いろいろさせていただいておりますとともに、毎年のように実績報告書なども上げていただいております。そういったところで瑕疵等があれば、当然、日ごろのやりとりの中でいろいろ指導させていただいたりですとか、調整はさせていただいております。その中でも、どうしてもなかなか難しい問題が出てくれば、そういったところの問題点は出てくるかと思っておりますけれども、基本的にはこの協定がある以上は、解除についてはなかなか難しいというふうには考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） どっちにしろ30年後、云々ということで今論議しても意味ないんで、これ以上しませんが、いずれにしても東大和市がやはり指導監督する立場にある、そういう運営法人ですから、やはりきちっと言うべきことは言い、またほかの他の同様の事業を行ってる事業所に配慮して、それだけの援助をしてるんであれば、少しでも他の事業所にも検討していただきたい。いろいろ、例えば送迎費のことは前から言ってますけれども、そういったことをちょっとお願いして、この点、この項目は終わりにいたします。

次に、自然エネルギーによるまちづくりについてお伺いいたします。

結論的に言うと、こういう新電力とか自然エネルギーに関して、検討はしてないという回答でした。けれども、私が今回ここで訴えたいのは、東大和市は、市長を初め、常になかなかお金がない、財源がないということを実情に述べております。それも実情ですから、そうなんですけども、この自然エネルギーによるまちづくりというのは、地域活性化の意味でも大変大きな意味を持ちますし、ある面、自主財源を得られるかどうかのね、相当大きなキーポイントになる分野だと考えてるわけです。つまり、きちっとこれがうまく研究してやれるようだったら、大変な金額、自主財源が持てる可能性も強いわけなんですけども、その点はどうなんですか。そういう自主財源なりを得るためにも、積極的にもっと研究するべきだと思うんですけども、そういった論議もしてないということでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今、自主財源の確保という部分があったんですが、自主財源の確保となりますと、今回、御質問のございました地域新電力っていうところの非常に大きい話になるかと思えます。現状、他の自治体でやっているという、もう先例はございますが、当市の場合、なかなかそれだけの広大な用地を確保するということが非常に難しいという状況にございますので、地理的状況的にちょっと厳しいのかなというふうには思っております。いろいろと情報を、そうは言いますが集めなければいけないということもございますので、いろいろ情報を集めているところではございますが、最近いろいろこの情報を収集していく中で、地域のまちおこし的に電力会社をつくるというのを、別にこれは否定するわけではございませんが、やはりそういった大きい形で、送電線に要するに売るという行為をするためには、送電線に送り込むということが必要になるかと思うんですが、そうしますと最近、ちょっとデメリットという形で、どうしても太陽光に基づく自然再生エネルギーにつきましては、直流の電気しか生むことができないというところが現状でございます。

ですから、実際それを送電かけるには、やはり一般家庭に配電してる関係から、交流電気が流れてるというのがございますので、そうするとソーラーパネルで直流電気を、電子機器かませて交流電気に変えて、それを送電線に流すという一定の処理をしなければいけない。そうすると、その電圧とか周波数によって、かなりそういう直流を交流に変えた電気というのは弱いという側面を持ってるという。ですから現状、送電線が何かの事情によって遮断をされて、そこからまた電気が復元されるという流れの中で、そこが非常に弱いてということが最近言われております。

なかなか全国的に、いろいろメガソーラーとかされてる中で、そういったところでトラブってる事例は今のところは出てないんですが、ただ最近かなり、そういう最初から交流電気を生むことができないという弱点を、これからの技術で埋めていく必要があるだろうみたいなのが一つの課題として上がっておりますので、現実、東大和市内でそういう地域電力というものがつくれるかという現実的なものとは別としまして、一応いろんな意味で情報のほうは、これからも収集はさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ちょっと今の部長の話で、ちょっと私も専門家じゃないしよくわからないところ多いんですけども、もともと私がちょっとイメージしてるのは、低電圧による、いわゆる太陽光を使った電気のやりとりといいますか、エネルギーのやりとり、基本は太陽光パネルをもとにするわけなんですけども。本来、東大和市のような狭い市だと、言ってみれば別に送電線云々関係なく、直接それこそ太陽パネルを本当に設置してあるところですね、結び、結ぶといいますかね、そのことによって。ですからそれ全体が、どこかの大きな送電線にまた一旦送って、また返してというね、変電施設が必要なようなことをやらなくても、うまくそこがリンクすることができる。つまり、これは例えば各公共施設に太陽光パネルをきちっと設置していくこと。さ

らに、各家庭でやっている、そういう太陽光パネルのそういったところを、言ってみれば、例えば地下ケーブルでもいいんですけども、そういう形で結びつけることによって、それ総体として大きな力が出せると思いますかね。そういうちょっと私はイメージで考えてるんですけども、ちょっとそこは、どうなんですかね。ちょっと今部長の言ってるほうの問題とは違うような気もするんですけどね。どうなんですかそれは。

○環境部長（松本幹男君） 私、先ほど冒頭で申し上げたのは、あくまでも前置きとしまして、今述べた話というのは、地域新電力というそっちの視点で、済みません、お話をさせていただいたというところで。簡単に申し上げますと、以前、議員のほうから一般質問あった際に、会津電力のお話もあったと思うんです。具体的には会津電力みたいな、そういう地域活性化に向けた、そういうところのお話の中では、そういう課題があるということでございます。

したがって、現実では東大和市内で考えた場合に、何が一番現実的かというのは、議員が今おっしゃったように、それぞれの建物単位で電気を使用しているということが現状なので、広くスペースをとることができないのであれば、やはりそれぞれの建物単位で、ソーラーパネルを載せて、電気をつくって自家消費するというのは、それは現実的な方法になるというふうに、それは考えております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと済みません、今、部長がおっしゃったそのとおりで、私、前にそういう質問もしました。今回は本当に東大和の市域、この狭い市域の中で、各ソーラーパネルを結びつけることによって、それが全体として大きな電力、それこそ地域新電力、ちょっとそのイメージとして地域新電力という言葉をちょっと入れてます。

つまり、東大和市の単位の中で、その電力をやりとりすることができれば、太陽光パネルですね。実際、東電さんに東大和市の単位だと恐らく年間何十億円という電気代を東電さんに払ってるわけです。そのほんの一部でも、逆に自分たちのその電力会社といいますかね、そういう形をつくって、そこでやりとりするだけでも、やっぱり億単位の、やっぱり言い方悪いですけど、利益を得る可能性が高い。とりわけこれに関しては、行政だけでなく民間の事業者にも協力してやるのが、今、各地で検討が進んでるわけです。つまり、あくまでも地域活性化の目的を持って、つまりそういったことを全部電力とかなんかを外に持ってって、何かで利益を持ってかれるんじゃないかと、地域内でうまくそれを回すことによって、自主財源を得る可能性が強いんじゃないかということで、ちょっと問題提起をしているわけです。

ですから、私としては、まだですね、すぐにやれというのは確かに、東大和市はその意味では多摩の中でも、太陽光パネルの設置とか、そういった補助金などについてはもう本当に下のレベルです。もう周辺の市は、もういろいろそういったことにも補助金を出したり、積極的にやってる市が多い中で、ある面、東大和市はまず、全く手つかずの状態ですけども、だからこそ今、本当にそういう将来的な自主財源も含めたことを検討して、ぜひ研究してほしいと、そう思ってるわけです。

ですから、そのためにも各公共施設に、やはりまず太陽光パネルを設置して、そのことによってどれだけ電気代が浮くとか、それも東電さんじゃなくて、より安いところですね、電気、本当に売電したりとか、そこから供給してもらったりとか、いろいろ工夫することによって、既にうちの市も、億単位のお金は少し浮いてる、浮くことができたんじゃないかと思ってますから、そちらの研究をより進めてほしいということですけども、どうでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） いろいろと情報を集めさせていただいて、確かに議員おっしゃるとおり市にとって

メリットあるものをやらない手段はないというふうには考えております。

前回の御質問あった際に、国のほうで地域の防災、減災等、低炭素化を同時に実現する自立分散型エネルギー設備等導入推進事業というのができたというお話をして、そのときに財政力指数によって補助額も多少変わってくるというところで、御案内したところがございます。財政力指数0.8以上の市町村の場合には、3分の2という補助があると、そういう国の防災・減災というその視点も備えたところでの補助ができたというメニューのお話をしたところでございます。

それで、その後、今年度に入りまして、かなりここで特に東京等の動きが活発になってきております。東京都は、もう自分で、自分たちで消費する電力は自分たちで賄うぐらいの勢いで今事業化を進めているというふう聞いてまして、都庁の本庁舎自体も、近くの都有地を使って、そこで作った再生エネルギーで自家消費をかけるというお話もマスコミ等で出ておりました。

今年度に入りまして、新たに東京都のほうで地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業というのを始めまして、かなりここんどこで上限額というのはどうしてもつきまってしまうのであるわけですが、こういう新しい事業も始まっております。ただ、この地産地消型の再生可能エネルギー導入拡大事業、こちらのほうは対象が事業者ということで、一応事業者向けとなっております。なので、ここへ来て、そのほかにもゼロエミッションへ向けてということで、電気自動車の関係の事業者補助、あとバス事業者に対するバス停留所の屋根にソーラーを多く、それなんかもバス事業者に補助をするなんて、東京都がここでかなり広げてきております。なのでかなり今年度に入って、いろんな活用できそうな事業がふえてきているというところがございますので、そういったいろんな情報を漏れないように集めていって、それで市として当然メリットがあれば、それについてはきちんと一定の時期に議論をさせていただいて、タイミングを逃すことなく、そこは活用していきたいというふう考えております。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 今、部長さんおっしゃったとおり、本当に今、国を挙げてといたしますか、東京都もその一つですけども、積極的に何とかエネルギー問題、うまく、まさに地産地消ですよ。本当に東大和市内の太陽光パネルで電気をつくって、それを市内、まさにうまく還元してやることによって、これ国全体にとっても本当にメリットがあるわけですよ。

それこそね、どっかが大停電になって、北海道のブラックアウトみたいな現象を考えたら、そういった地域で実際のそういうことがうまく循環できてる環境であれば、いろんな問題も対処できるし、やはりそこが、市が中心となって、私のイメージですけども、民間の市内の事業者さんと連携することによって、私は東大和市の独自のそういった新電力会社をつくることは可能だと思いますし、その研究を市がやはり率先してやっていただきたいと思います。今回はそのことを訴える形で、質問は終わらせていただきます。

以上で、私の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせてい

ただきます。

まず大項目の1ですが、職員の雇用制度及び業務の委託についてお伺いしたいと思います。

①として、会計年度任用職員制度の導入に伴う非正規職員の処遇への影響についての課題を伺います。

②として、学童保育や市民部の業務の民間委託による市財政への影響並びに今後の人事全体について市の見解をお伺いします。

大項目の2では、市税の徴収業務について伺います。

①として、民間委託後の市税の徴収業務について現状と課題を伺います。

②として、納付困難者への対応について現状と課題を伺います。

大項目の3では、高齢者の介護についてです。

介護予防・日常生活支援総合事業について現状と課題を伺います。

大項目の4では、学校の設備及び備品等の整備の改善について伺います。

①として、学校施設の整備の現状と課題を伺います。

②として、トイレの悪臭改善や洋式化について現状と課題を伺います。

③として備品・消耗品の整備について現状と課題を伺います。

大項目の5では、資源の集団回収について伺います。

中国等のリサイクル資源輸入規制に伴い、地域の集団回収の契約先にも影響が出ていると聞きます。今後の集団回収のあり方について市の見解を伺います。

大項目の6では、多摩湖周遊道路の改修についてです。

多摩湖周遊道路の舗装の劣化によって自転車の転倒事故が発生していると聞きます。現状と今後の整備・改修の計画を伺います。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、会計年度任用職員制度の導入に伴う非正規職員の処遇への影響についてであります。令和2年4月から導入いたします会計年度任用職員制度につきましては、現行の臨時職員・嘱託員制度を基本として、国及び東京都の制度を参考にして制度設計を行っております。新たに期末手当を支給し、育児、介護に関する休暇等を付与するなど勤務条件の向上を図ります。

次に、学童保育所運営や市民部窓口業務等の委託による影響等についてであります。市財政への影響としましては、会計年度任用職員により、業務を行った場合の経費と比較しまして、学童保育所運営につきましては、保護者からのニーズの高い新たなサービスを導入した場合でも、委託経費は低くなることを見込んでおります。市民部窓口業務等につきましては、当初の委託期間では委託経費は高くなることを見込んでおりますが、長期的には業務改善により、さらなる職員人件費の削減を見込んでいるところであります。また、人事に関する市の見解としましては、業務を委託することによりまして、市が雇用する会計年度任用職員の人数は減少し、人事管理や労務管理に係る事務等が軽減するものと考えております。

次に、民間委託後の市税徴収業務における現状と課題についてであります。平成31年度から納税管理及び徴収補助等業務委託の開始により、徴税吏員が公権力の行使に専念できる環境をつくり出し、収納率の向上に取り組んでいるところであります。なお、民間委託に伴う新たな課題につきましてはないと認識しております。

次に、市税等、納付困難者に対する現状と課題についてであります。納税相談等を実施する中で、さまざまな理由により一括納付が困難な方につきましては、その根拠等を明らかにすることで、分割納付による完納を目指すなどの対応を図っております。また、市税等納付困難者と接触の機会を確保することが課題であると認識しており、市報及び市の公式ホームページや催告書の送付時において、納税相談の周知に努めているところであります。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の現状と課題についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度に要支援の方に対する介護予防サービスから段階的に移行し、平成30年度から全ての対象者の方に対し実施しております。平成30年度の実績は平成29年度に比べ件数、給付額ともに2倍以上に増加しております。課題につきましては、介護サービス全体について言えることではありますが、介護人材不足の問題が挙げられます。事業所が安定的にサービスを提供するためには、介護人材の確保が重要であると認識しております。

次に、学校の施設及び備品等の整備の改善についてであります。快適な環境のもとで施設や備品が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き、施設や備品の整備に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の集団回収のあり方についてであります。資源物集団回収事業につきましては、資源物の買い取り価格が市況に左右されやすい側面を持っていることから、市では資源回収等の事業者に必要な協力を求めるなど、事業の支援に努めております。今後につきましても必要な協力等を行い、資源物収集回収団体の育成と拡充に努めてまいりたいと考えております。

失礼しました。資源物集団回収団体ということで、収集体ではなくて、まあどちらでもいいんですけども。ということで、そこを。回収と収集をちょっと訂正させていただきます。

次に、多摩湖周遊道路の現状及び改修計画についてであります。市道第244号線、多摩湖通りは、道路整備後およそ30年から40年経過しているため、舗装等の劣化が進行していると認識しております。道路点検等により補修が必要な箇所を発見した場合には、速やかに補修を行っている状況であります。現在のところ改修計画はありませんが、道路点検等により優先順位の高い路線から改修工事を行っていく考えであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、学校施設及び備品等の整備の改善についてであります。学校施設の整備につきましては、児童・生徒の安全安心を第1優先に取り組んでいるところであります。しかしながら、施設の老朽化など課題は多くありますことから、今後、策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

トイレの整備につきましては、現在、小学校において主に1年生が使用するトイレの洋式化に取り組んでおります。洋式化とあわせて、床は消臭機能のあるビニール床シートを張り、排水目皿にふたをして、乾式化を行いました。臭気対策につきましては、においが余り感じられないトイレも含め、予防的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。しかしながら、トイレの内装を含めた全体的な整備や、古い配管の交換など課題は多くありますことから、今後、策定予定の学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

備品・消耗品の整備につきましては、教育委員会では定期的な点検を初め、校長会や学校事務連絡会等、さ

さまざまな機会を捉えて各学校の状況の把握と情報共有を図っております。消耗品につきましては、各学校長の管理、指導のもと、適正な購入に努めております。備品につきましては、経年劣化に伴う破損や故障に備え、今後は計画的な整備の検討が課題であると捉えております。

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、大項目の1の職員の雇用制度及び業務の委託についてということで伺いたいと思います。

本会議で会計年度任用職員の制度の条例などが決まるなど、一定、道筋が出た中で、またここでもお伺いすることになりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

いわゆる官製ワーキングプア、これを解消するために、これまで私どもも一般質問で、非正規職員の待遇改善、求めてまいりました。昨今では劣悪な労働条件の常態化によって、あらゆる公共サービスの現場での人材不足が深刻化していることが、誰の目にも明らかになっているところかと思ひます。2020年度からの会計年度任用職員制度の導入が初日の本会議で議案が可決されましたが、質疑でも述べましたとおり、この制度の導入だけでは非正規職員の処遇改善、処遇の抜本的な改善はできないものと思ひております。

そこで、まずお伺ひいたします。

嘱託員の公募によらない更新回数の上限についてですが、会計年度任用職員制度の導入により、現在の6回から4回へとされました。市長答弁では、現行の臨時職員・嘱託員制度を基本に、勤務条件の向上を図るといふことでありましたが、そうであれば現行より不利益な条件に変更を行うといふことは適切ではなく、速やかに再考を行うべきだと思ひますが、見解をお伺ひいたします。

○職員課長（矢吹勇一君） 会計年度任用職員につきましては、現行の臨時職員・嘱託員を包含したものと整理しております。現行の臨時職員・嘱託員制度におきましては、再度の任用の回数制限につきましては、臨時職員が1回、嘱託員が6回としてございます。会計年度任用職員制度では、これらを一律としまして、他の自治体の状況も参考として4回とすることとしております。

なお、現行の嘱託員につきましては、回数の上限が減ることとなりますが、上限に達した後も公募に申し込みをいただくことによりまして、引き続き任用するといふことは妨げてはございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 週20時間未満、就労する方が、職員が現在244人といふことだったんですが、非常勤職員のこれ4割に当たる方々になります。この今回の制度の改正では、これらの方々にはほとんど恩恵がないのではないかといふことがわかったかと思ひます。市では独自の施策を展開してでも、その方たちの処遇の改善を行うべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） 会計年度任用職員制度の導入に当たりましては、新たに期末手当の支給、また通勤費の支給をいたします。また休暇制度につきましても、有給休暇の付与、育児休業や介護休暇などの付与をいたしまして、休暇制度の充実を図ってまいります。期末手当の支給に関しましては、週20時間未満の勤務時間の場合は支給の対象外とすることと考えてはおりますが、それ以外の通勤手当の支給、また休暇等制度の充実によりまして、勤務条件の向上は図れるものと考えてございます。

以上です。

○5番（森田真一君） いつぞやの一般質問の中でも、ここのところの話で言いますと、一つこの通勤手当、交通費、実費支給したほうがいいんじゃないかといふことで、例えばバス、乗ってこられるような方だっている

でしょうというふうなお話をしたときに、あれはたしか財政、市民部長かどなたか、答弁されたと思うんですけども、いやほとんど臨時職員の方は、この東大和市内、近隣もしくは市外でも小平とか、非常に近いところにお住まいだから、ほとんど自転車等で通勤できる方であって、交通費実費支給してなくても、そんなに影響はないんだって、そんなような御説明をされてたかと思うんですね。もちろんこれで、この制度を新たに变えることで支給の必要ある方が、支給されるようになることは当然いいことであるんですけど、実態的にそんなに、そういうお勤めになってる方がね、そんなに変わるということも思えないので、紙の上、文字づらの上ではこうなっても、本当に実質的には対象になってないっていう方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこら辺ではどうでしょう。

○職員課長（矢吹勇一君） 今議員お話のとおり、現行の臨時職員につきましては、通勤手当の支給をしてございません。その理由といたしましては、1つ、その市内、近隣に住む人が多いので実際通勤手当の支給対象にならない方が多いということでお話をしておりますが、厳密には全ての人が市内に住んでいるということではなくて、電車、バスを使って通勤されてる方がいらっしゃいますので、そちらの方に関しましては会計年度任用職員制度移行後は、きちんとした通勤手当の支給が可能になるというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 交通費も出ないって、普通、民間だと「ええっ！」と言われるようなあれですけど、非常勤公務員の場合の任用の制度でいうと、そういうことが今まで当たり前になってたということで、おかしなものが普通になったっていうことでいうと、それはいいことであるんだけど、言ってみればそういう話でありますので、このところは先ほど言ったように不利益変更と行ってこいになるようなね、そういうものではないんじゃないかなということだけちょっと申し述べておきたいと思います。

次に、お伺いをしますけれども、平成21年度に総務省が発表した地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書っていうものがあるんですけども、この中では公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎として、職員の身分を保障して、職員が職務に安んじて精励できるようにするということによる公務の能率性の追求、地方公共団体における企画立案や、サービスの質の担保などの観点から、任用の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営を原則としているっていう、この公務労働での身分保障のあり方について理念を述べています。非常勤職員についても、もちろん常勤職員とは一定条件は違うんですけども、基本的には可能な限りの保障をして、その能力を発揮していただいて、公務の中で力を尽くしていただくと、こういう考え方で言えば、基本的な考え方、多分同様であろうと思うんです。この点で、こういった立場に市が人事政策として、この非常勤職員について持っているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 令和2年の4月から導入します会計年度任用職員制度の導入後におきましても、公務の運営においては基本的には常勤の職員を中心とするということには変わりはありません。また今回、会計年度任用職員制度の設計に当たりまして、国のマニュアルなども参考にしておりますが、その中でも会計年度任用職員が従事すべき業務は、任期の定めのない常勤の職員が従事すべき業務以外に当たるとされておりますので、先ほど御紹介がありました総務省の研究報告書と依然変わりはないというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時53分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 先ほどの総務部長からのお話でありましたけれども、常勤職員を基本にしてるところは変わらないというお話でありましたが、事例で言えば以前もここでもお話ししましたけれども、狭山保育園の常勤の保育士さんがお一人欠員になったときに、その年度の途中だったものですから、嘱託員の方、入っていただいて対応を速やかにしたと。ここまではよかったです、その翌年度から新規採用や常勤職員するんですかって聞いたら、このまま嘱託でいきますと、そういう答弁がありまして、もともと正規職員でやってた仕事は正規職員がやるんだっていうのは、これは総務大臣も指摘をしてるところでありますので、実際には基本的な理念はもちろんそのまま持ってらっしゃるんだらうけども、個々の場でいくと、そういうようなことも実際に起こるということも含めて、確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次にいきますが、初日の本会議では2020年度からの学童保育所の運営や、市民部窓口業務委託等の業務等の委託の議案が可決をされました。質疑でも同僚議員が述べたとおり、子供の放課後の育ちを保障する場として適切な質の確保ができるのか、安定的に迅速な窓口業務を維持し、個人情報に関する事故などを起こらないようにすることができるのかといった、市民の不安の声も寄せられております。

それで、まず初めに学童保育所について伺いますが、民間との比較に当たって、財源の問題で伺いたいというふうに思うんです。消費税を財源として、平成26年度から放課後児童支援員等処遇改善等事業という国の補助金の制度ができました。これ年度の途中でできたんで、その年度について余り活用できなかったということなんですが、その翌年以降も余りこの制度が周知されていないということで、国が自治体に対して活用を求めたっていう経過があるということがあったという話を、最近、報道で目にしました。当市ではこれ、この制度についてはどのように活用されたのか、もしくはされてなかったのかっていうことを伺いたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま議員から御紹介いただきました国の放課後児童支援員等処遇改善等事業につきましては、国の子ども・子育て支援交付金におけます対象事業の一つでございます。これにつきましては、家庭や学校を初めとする地域などとの連携などの役割を担っている職員の賃金を改善した場合に、その経費が補助対象となるものでございます。この国からの周知、通知等というものでございますが、これにつきましては、私どものほうでいろいろ、国からの発出文とかメール等も確認しておりますが、また東京都にも確認をいたしましたけれども、少なくとも東京都のほうからですね、ここ2年間余り、そういうような国からの通知の発出はしておりませんというようなお答えをいただいておりますので、私どもとしてはその旨のお話は把握はしていません。

市のほうでどのようになってるかということにつきましては、当市の放課後の指導員の報酬につきましては、近隣市の状況と比較いたしますと、中庸程度と認識しておりますことから、この事業の利用はしていません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ということは、制度としては通知もないから認識もしてないので使用はしていないと。現時点では、賃金水準でいうと、近隣市と比較して中庸だから、特に利用の必要ないということではよろしいですか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 制度としては、この事業があるということは、交付金の対象事業となっておりますので、もう交付金が創出された時点から私どもは認識はしております。ただ、今御答弁申し上げました

とおり、当市におきましては、その指導員の報酬につきましては中庸程度で推移しておりますことから、職員の賃金を改善した場合に、この事業が対象経費となるということでございますので、当市としてはこれは対象とはなっていないということで、利用をしていないというものでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） わかりました。

この制度を見てみますと、もし制約がなければということで、制度の概要だけの話になりますけれども、上限約290万円、1カ所、290万円をめどに、賃金を上げた分については補助対象になるということで、本当に概算ですけど、報道されてる範囲での概算、それから厚労省のホームページ、見た限りの話ですけども、大体うちでいうと、学童保育の賃金報酬で払ってる分、年間、約1億一千何百万円ぐらいですから、今回の会計年度任用職員の手当の支給分ですね、上がった分、約2割ということになりますけれども、この増嵩分を単純に言えば約2,000万円ちょっとということになりますんで、ちょうどこの交付金、1カ所290万円掛ける11ぐらいかな、ぐらいの感じで、もしもらえれば、これは大変魅力的なんじゃないかなというふうに思った次第であります。

会計年度任用職員の制度で賃金上がるから、これ使っちゃいけないとか、何か特別その制約になるようなことがあれば、また別なんですけれども、もらえるんだったらもらえたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、その選択はしないで委託をしたほうがいいんだっていうふうになる、その経済的な根拠がちょっともう一つよくわかんないんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） この補助事業、対象事業になります条件が、実はいろいろ細かい部分がございます。議員から御紹介いただいた290万円というのが、今、金額は変わっておりますけれども、そちらのほうにつきましては非常に条件が厳しくて、なおかつ嘱託職員等の非常勤職員は除くとされておりますので、多分、今その290万円余りとおっしゃってたものは、今301万2,000円という上限額になっておりますけれども、そこには嘱託職員等の非常勤職員は除くとされておりますので、対象外となるものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 学童の親御さんや、また運営に携わってる方たちは、そもそも学童保育に従事する方たちが、短時間職員で構成されてるってことそのものがね、やっぱり事業の実態からしておかしいんじゃないかと。子供たちが来る前の準備ですとか、また後の片づけですとか、本来であれば正職としていなきゃいけないような方も含めて短時間職員になってる。

だから、それで言ってみれば安上がりということでやってきたんだけど、いざこうやって改善をするようなツールが出てくると、結果的にそれが邪魔になって利用ができないと、こういう関係になっていったんじゃないかなと、今お話し聞いてて思っております。ここでは非常勤のところは非常勤で、今非常勤でやってることは、そのまま非常勤でいけばいいっていうふうに決めないで、本当に真に必要な、現場で必要とされてる事業をきちんとつけていくってことこそ、求められるんじゃないかなというふうに思います。そのことだけちょっと指摘しておきたいというふうに思います。

それで、次に進みますけれども、公設公営でさえ、これほど処遇改善や人材確保、今御苦労されてると思うんですけども、委託先は株式会社も排除しないということでありますから、株式会社、当然のことですけども、利潤を生むことを目的とする。営利企業であれば、当然賃金の上昇を可能な限り抑制するってことは、これ選択せざるを得ないということになるかと思うんです。これ官製ワーキングプアを温存することにはならないのだからと懸念をいたしますが、見解を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず民間、これはこれまでの御質問とか御質疑いただいた、この本会議等の中でも御答弁させていただいておりますけれども、民間事業者は採用時期とか雇用形態などに柔軟な対応が可能であること。それから、民間事業者の独自のネットワークや、つながりなどによる人材確保などのノウハウがあるというようなことで、市よりも人材確保が円滑にいくものと考えております。

また、民間事業者で働く方々につきましては、賃金だけではなく、事業者の理念や経営方針、勤務時間や日数、研修による御自身の能力開発や資質の向上、多様な働き方の選択などが可能になる、そういったもろもろの理由からですね、雇用の場を選択されているものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 民間事業者は、多様なノウハウやネットワークを持ってるから柔軟に人を回せるという、そういう話、よくいろんな場面で聞かれるかと思えますけど、特に今ここに来て、その前提になってる考え方、随分崩れてるんじゃないかというふうに私、思っております。と申しますのは、ちょっと話題は別のところに行くんですけども、せんだって私ども衛生組合で、あるちょうど焼却炉の建てかえの関連でなんですけど、あるまちに視察に行きまして、そこのところでは公設民営じゃなくて、今DBOですから、公立の焼却炉を民間の人にデザインしてもらって、それからつくって運営まで全て民間委託にやってもらうと、こういうような仕事の仕方をするところに行って、お話し聞く機会があったんですが、そこで聞きますと、やっぱりそこでも人手不足が起こっていて技能者が集まらないと。今、請け負ったばかりだから、とにかく日本中からいろんな人をかき集めてきて何とか回してますと。裏に行って、職員の乗ってきた車、見ていただくとわかるんですけど、日本中のナンバープレートが並んでますから見てくださいなんて、冗談めかしてですけど、そんなお話をされたぐらい、それぐらい人が集まんないということがあるんですよ。

何とか事業をとりたいたいですから、事業を請け負う人にしたら。まず最初の受けた年なり、その次の年なり、一生懸命、お化粧するわけですけども、だんだんだんだん、また新しいプロジェクト、また別に入ってくれば、そこにも人をつけなきゃいけないということになりますから優先度が下がるわけですよ。そうなったときどうなるんだろうっていうようなことは、やっぱりあるんだと思うんです。今この時点で、とにかく日本中が、いろんな職種です、人手不足になっておりますんでね。ですから、一般論として、かつてのように、民間が独自のノウハウを持って、柔軟に人を動かせるというふうには、ちょっと今言い切れなくなってんじゃないかなということを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、多様な働き方ということで言えば、今だって学童保育の嘱託員さん、非常勤職員さん、入ってる方々っていうのは、市のお話ですと扶養家族から外れたくないから、一定時間で働く時間を制限するだとか、対応っていう話で、今までいたよという話を言ったら、もう既にそうなってますし、高い経営理念って言えば、東大和の子育て日本一目指すってことだって、これ以上高い経営理念ないわけでありますから、それが民間は高い、よりよいものを持っていてね。それは、自治体がそれに劣るってことは、私はないっていうふうに考えております。そのことをつけ加えておきたいと思います。

それから、次ですが、市民部の窓口業務委託についてをお伺いしたいと思います。

実は、先日、足立区に行きまして、足立区はこの窓口業務委託、先行してここ何年、やってるところでありますけど、実態どうなってるのかっていうことを伺う機会がありました。ここで伺いますと、大変びっくりさせられるんですが、大手企業が受託するわけですけども、当初ふなれな運営もあってか、住民票を1通つくるのにもう数時間待たされるなどトラブルが続出で、だんだんやってるうち偽装請負や、個人情報の不適切な扱い

なども問題となって、最終的には住民が訴訟を起こした結果、一部の業務が区に戻さざる得なくなったというようなこともあったそうであります。住民票や戸籍謄本の発行は、その取得理由によって個人の事情、あれこれと話さざるを得ないので補助的業務にとどまらない。まさに公務員でなければできないものであるということが多いのかと思います。ですから、足立区でも、そのたびに受託事業者側が取り扱うのか、市職員が取り扱うのかと、やっける間に時間が割かれるという非常に非効率な仕事にならざるを得ない場面があったと言います。こういうことを避けられないのではないのでしょうか。見解、伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 市民部の窓口委託に際しましては、フロアマネジャーを2人配置する予定でございます。この2人によりまして、市民の方が来庁された際には、このマネジャーが来庁目的をお尋ねして、直営業務か委託業務かの振り分けを行うなど、窓口での円滑な対応が進められるよう努めてまいります。また、委託準備期間中に、さまざまな来庁目的ケースを想定いたしまして、来庁者をお持たせすることのないような調整を図ってまいります。

なお、現在、委託を予定している3課におきましては、業務内容別のマニュアルを作成しておりまして、委託に際しましてはこうしたものを活用することで、スピーディーな対応が行われるものと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そのように努力をしていただくことは大変重要かと思いますが、特に次のところに、内容的に次いっちゃいますけども、個人情報にかかわる事故が起こらないようにしなければならないというのは、これはもう言うまでもないことで、気をつけていただくということに尽きるんだと思うんですが、じゃ実際のところ、例えばお話し、どこかでもおっしゃってたかと思うんですけど、データは外に持ち出さないとか、いろいろそういうこと気をつけるんだっていうふうにお話しされてましたけども、持ち出さなくても情報がどっか行っちゃうときは、どっか行っちゃうというようなことはあるものでして、これは去年の11月に市からいただいた文章を手にしてるんですけども、個人情報に係る事故の発生についてということで、市長名と、それから依命通達で副市長の書かれてる文章を今、私、持ってます。これで、この中では事故があるんで、起きたんで気をつけてくださいということで、事故の実例なんかも含めてここに書いてあるんですけども、そうしてこれ見てみますと、個人情報の記載された書類が、執務室内において所在不明になっちゃったとか、手書きで名字を記した地図が所在不明になっちゃったとか、明らかに執務室内で起きるような事故も、やっぱりどうしてもあるわけですね。単純に持ち出さないから大丈夫っていうふうには言い切れないということがあるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 業務の遂行に関しまして、市の職員と委託側の従業員でどちらがすぐれているとか、どちらがミスしやすいなどとの優劣の差はないと認識しております。ただし、人間の行うことなので間違いが発生しないような防止策はしっかりと設けていきたいと考えております。

補正予算の答弁と重複しますが、個人情報につきましては、委託業者に対してプライバシーマークが付与されていることを条件といたしまして、市の個人情報の取り扱いに関する特記仕様書及び東大和市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を遵守させるとともに、委託先の事業者には、業務従事者に対して個人情報の取り扱いに関する研修を行っていただくことを仕様書で求めてまいります。また、スマートフォン等の情報端末及びUSBの記録媒体等の執務室への持ち込みを禁止することとし、加えて端末操作につきましては、市から付与されますID、パスワードの管理を厳格に行いますことで、個人情報の漏えいを防止してまいります。

以上でございます。

○5番(森田真一君) 契約でもきつく縛ってよく言い聞かせてっていうようなことで、極力、事故の防止を図るっていうお考えについては、そういうお考えを持ってるってことについてはよくわかります。ただ、やっぱり新しいものを入れるときっていうのは、思わぬ想定外のことがやっぱり起こるっていうのは、これ避けられないことなんですよね。それを一つ一つ経験しながら改善していくということも必要なんですけども、ただ起こった事故一つ一つが、それなりに御迷惑かかるような方が当然いらっしゃるものですから、やっぱりここは改めてそういうことを強調しておきたいと思うんです。

一例を申し上げますと、例えば東大和でここしばらく、コンビニのコピー機で住民票が取得できるって、こういうサービス初めております。私は、それはそれで大変便利なことだと思っておりますけれども、先日、私もコンビニの業務に関する調査と、たまたまこの夏やったものですから、コンビニで働いてる方にお話、聞いてみたら、これちょっと私は全然想定してなかったようなことなんですけども、コピー機ですからよく詰まるんですよ。住民票の取得をしようと思って、お客さんが来られて、その操作するんだけど、やっぱり途中で詰まったりとか、いろいろ操作がうまくいかなかったりとかして、本来であればそこを目にしちゃいけない立場のコンビニの店員さん、オーナーさんなんか、目、触れざる得ないようなことだってあるんだという話を伺いました。これはちょっと考えてもみなかったことなんですけど、やっぱりあの便利や、効率性を求める裏には、ともするとそういうようなことがあるように私は思いましたので、それが一概にだめだとか、そういうことを言ってるわけじゃないですけども、よくよく気をつけていただく必要というのは、改めて強調しておきたいと思います。

職員の雇用については、繰り返しになりますけれども、官製ワーキングプア、このことが非常に市民の間でも大きく取り上げられています。あるお店に私、入りましたら、隣に座っていらっしゃる方がおしゃべりをして、聞くつもりはなかったんですが、いや聞こえてきちゃったんで、その中にこんなエピソードがありまして、市役所の職員さんの、その方は年金事務の取り扱いを年金事務所か何かでやってる方らしいんですけども、あるまちの年金の手続の書類をもらって見たら、月の月給が10何万円って書いてあって、これは何かの書き間違えなんじゃないかと思ってびっくりしたんですけど、よくよく見てみると、今、市役所の職員さんってこうなんだねって話をされながらおしゃべりしてたのが耳に聞こえてきて、ひところは公務員って安定していいねなんて話もあったけども、この東大和でも56%、57%の方が、非常勤で非常に大変な中で、お仕事、市民の暮らし、担っているというところに報いるような、そういう処遇の仕方していただきたいということを、改めて申し上げて、この項については終わりたいというふうに思います。

それでは、次にまいりたいと思います。

次は、市税の徴収業務について伺います。

それでは、委託後、非常勤職員の方、受託企業に採用されているというお話もありましたんですが、改めてちょっと伺いたいと思います。お願いします。

○納税課長(中野哲也君) 委託後の非常勤職員が受託企業に採用された状況でございますが、業務委託開始前の納税課では、嘱託員である市税等収納推進員が6名、臨時職員が5名勤務しておりました。納税管理及び徴収補助等業務委託の契約締結後に、受託事業者が、当時勤務していた全ての嘱託員及び臨時職員と個人面談を実施しております。

そこでは担当業務の確認、今後の働き方などを確認し合い、採用を希望される方につきましては、全て雇用をしております。結果といたしまして嘱託員6名のうち4名、臨時職員5名のうち4名が受託事業者採用さ

れました。そのほかの方につきましては、庁内他部署で臨時職員などやっております。現在は嘱託員だった6名のうち4名と、臨時職員5名のうち1名が働いている状況でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私も労働組合で長く仕事してたもんですから、時にはいろんな職場でそうやって、使用者がかわるときに、職場の仲間全員ちゃんと引き続き今の仕事で働けるように、補償しろとかいうようなことをやるような場面もかつてあったし、今回の場合たまたま、御本人の御希望でやめられた方はちょっと別ですけども、そのまま職場へ残られたということで、ああ、やっぱりそうだったんだというふうに思ったんですけど。

一方で、こういった民間委託の際に、もともと非常勤公務員であったような方たちが、その民間の会社に丸々吸収されるっていう場合に、扱い方をちょっと間違えると、労働者派遣法に引っかかってくるんじゃないかっていう御指摘も実は足立区で聞いたんです。この点では何か留意されたことというようなことはあったんでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 雇用に際しましては、民間事業者の雇用ということになりますので、市の介入ということにつきましては、この人を雇うべきだというようなお話を、介入するってことでできませんでしたが、ただ、今回プロポーザルで企画提案をしていただいた中の企画提案書の内容では、経験者の採用であったりとか、あとは地域での雇用創出っていう部分で、プレゼンテーションの中にありましたので、そういったところを実現していただくということで確認をしてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ある意味では、あうんの呼吸でやってるっていうような感じもお受けしますけども、職場で少なくとも条件悪くならない形でね、定着していただくってことは、これ大きなことでありますが、身分が変わるんでまた仕事の範囲ということにもまたいろいろ出てくるんで、この先、またお伺いしたいと思うんですが、納税者の対応についてなんですが、受託企業の職員さんと市の職員さんの役割分担っていうのは、入り口の部分からのお話になりますが、どういうふうになるんでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） このたび導入いたしました納税管理及び徴収補助等業務委託につきましては、市税等滞納金の徴収のための納税案内業務、来庁舎受付業務、電話受付業務など、滞納整理関連補助業務及び収納管理関連補助業務等における事務所の一部を専門事業者に外部委託するというところでございます。納税相談につきましては、納税者に対する納税の遵遵行為の一環として、納税者に地方税を滞納している事実及び滞納税額などを伝えて自主的納付を呼びかけることや、納付意思及び納付予定時期の確認、そして納税者の任意に申し入れた事情の記録ですね、記録等と課税の根拠、滞納処分の制度についての客観的説明ということで受託事業者が対応してるところでございます。

市の職員につきましては、納税者の財産等を把握するための質問であったり、徴収猶予を承認するというような公権力行使につながるような納税交渉につきましては、徴税吏員である市の職員が対応しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ここのところでも、やっぱり個人情報の取り扱いに、民間事業者どこまで触れられるのかっていうこととかかわってくるんですけど、例えば私なんかでも自分の経験あるんですけども、今ここで議会で名乗ってる名前と戸籍上の名前、違ったりとかして、納税のことでちょっと相談に行ったりすると、自分がこの納税証明書1枚ほしいのでも、何でこれこう違って、自分が誰であるのかみたいなことを、一々、はな

から経緯を説明しなきゃいけない、今職員さん知っていただいているから、おまえは誰だみたいなことはないわけですけども、そういう事情も、話もしなきゃいけないし、当然、受け付ける方も聞かなきゃいけないしというようなことがあるものですから、民間事業者が補助的にその機械的な業務を受け付けるというふうに、やっぱりとどまれないところは、やっぱりこういう仕事、あるんじゃないかというふうに思ったりもするんですけども、その点については問題が起きなく今のところなっているのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 民間委託後のそういった個人情報の漏えいであつたりとか、そういった部分での問題はございません。個人情報の保護については、やはりそういった個人情報の中でも、かなりシビアな情報を取り扱っているというところがありますので、そういったところの部分の情報保護っていう部分については、今まで市が直接やってきた水準以上のものを、窓口でも要求しながら対応してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 具体的な、いわゆる納税相談の場面でちょっとお伺いしたいと思うんですけども、例えば当年分の納付のことで、相談に来た場合と過年度分を含めて相談に来た場合と、かなり対応違うんじゃないかなと思うんですけども、そういった場合に、処理の仕方っていうのは、この職員さんとの関係、窓口の受託事業者の職員さんとの関係ではどういふようになるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 現年の納付に関しましてにつきましては、納税の時期とか納付の意思というところで確認できるものについては、納税者の任意の申し出の中で対応してるということで、納付約束を取りつけるという部分で、受託業者のほうで対応していただいております。滞納分につきましては、やはり財産の調査であつたりとか、もしくは徴収の猶予というようなことで話が進展する可能性がありますので、そういった部分では、徴税吏員であります職員のほうに引き継いで、対応させていただいてるということでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 当年分だと、年度内におさまるということであれば、事情を聞いて大丈夫ですよっていう話をさせていただけるから、そういう話、多分なるんだと思うんですけど、例えば後でもちょっとお伺いする項目にしてありますけど、申請型の換価の猶予とか、換価の猶予なんかの相談をしたいというような状況になってときに、そうするとこれ公権力の、最終的に判断するの公権力の行使ということになるんだと思うんですけど、こういった場合、当年度のやつだと差し当たって窓口の民間の事業者さん、職員さんがやることになっちゃうのでしょうか、そこはうまく引き継げるのでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） 現年分における徴収の猶予や換価の猶予という話になりますと、やはりその制度的なところ、客観的な制度ということでお話をしたとしても、内部的な処理というふうになりますと、やはりその担税力という部分の確認をしていかなければならないということがありますので、その部分は受託業者から徴税吏員のほうに引き継いでいただくというふうな流れになっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） じゃ何月ぐらいまで、待ってもらえば払えるんだという話を、納税者御本人からされれば、これは結論わかりやすいから、民間の職員さんが処理できるけども、どういふふうにしたらいいかわかんないぐらいの話になってきたら、もう市の職員さんが出張ってくると、こういう理解でよろしいですね。

○納税課長（中野哲也君） 今議員おっしゃいましたように、納付時期が不確定で、とりあえず猶予がほしいというような話になりますと、やはり財産の状況であつたりということを確認しなければならぬので、そういった場合は、徴税吏員のほうで、正職員のほうで対応させていただいております。

○5番（森田真一君） 次、伺いますが、申請型換価の猶予って制度が数年前からできて、これ民間の商業団体の方だとか、いろんな方たちが努力してつくらせた。最初は、国税でしかない制度でしたけど、地方税にもこれ適用されるようになって、この間、お伺いしたところでは、東大和では事例ないというふうに聞いてたんですが、今現在はどうか。

○納税課長（中野哲也君） 申請型の換価の猶予につきましては、令和元年6月にですね、1件、換価の猶予申請書が提出されまして、内容審査し、換価の猶予の許可をしております。申請による換価の猶予につきましては、平成28年4月に自治体、地方自治体では、制度化されたものでありますが、このたび初めての実施ということになります。

納付すべき市税等、いつきに納付することによりまして、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがある場合は、申請により換価の猶予が認められているということで、原則1年という期間の縛りがございませけれども、納税者の実情に即した徴収緩和の制度であるということ認識しているところからですね、こういった制度の周知というものも努力していかなければならないのかなということ認識しております。

○5番（森田真一君） 換価の猶予ということは、当然その前に差し押さえの行為があるわけでありませけれども、ごめんなさい、ちょっと用語で言っちゃったんでね、申しわけありませんけれども、税金払えなくて、どうしても払わない状況が続いてると、市役所はやむを得ず口座ですとか給料差し押さえる手続をするわけですが、差し押さえていっても別にそのものが直ちに持ってかれちゃうわけじゃなくて、言ってみればフリーズしてらってというそういう状態ですから、換価ということ、つまりお金にかえてもらうということ。手続的にはその次にあって、でもその段階でとめてくれ、待ってくれという話をここでは認めたという話になります。

その差し押さえなんですけどね、東大和市でもかなりの数、手続としてはやってるわけでありませけれども、この間、納税相談なんかで目にしたところでは、例えばわずかに十数万円ぐらいの貯金、差し押さえられて、翌日から食事のお金もない。あしたから職場に働きに行くお金もないと、こういうようなことで困って相談に来て窓口でお話し聞いていただいて、いろんな対応していただいてらってこと続いておりますが、差し押さえの解除もするけれども、そのかわり年度内に納めるために、これこれの金額で払ってもらう約束できますかと。申しわけないんですけど、年度内に払うことそのものが結論になっていて、確かに後にたまたまお互いに困るってことはあるんですけども、実際問題その時点のその方の生活にして見ると、これ本当に約束して払えるんだろうかっていう金額にならざるを得ないようなケースがこの間、幾つかありました。私は少なくとも食うに困ることと、それからやっぱりお金稼ぎに行かなきゃいけないですから、仕事に行くことを保障するだけのお金だけは何とか手元に残して、この滞納解決できないのかなという、そういうふうにもその場でも思ったりするんですけども。

この間、かなり差し押さえ、こういったパターンで決着しないっていいのかな、そう納得し切れないのは何か置いたままになってらってというのが随分見受けられるんじゃないかと想像するんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○納税課長（中野哲也君） ただいま議員のほうから御紹介、例示いただきましたケースにつきましては、やはり納付約束ということで、行政とその納税者の方との信頼関係の中で、毎月幾らということで納付計画を出していただいている。その中で、保証人を立てていただいたりとか、それにかわる担保の提供であったりということがあるんですけども、その約束がほごされてしまったときに、その部分を含めて納税相談の中で、この場合はここの口座を差し押さえることになりませということの中で、やっていっているものでございませので、

うちのほうで今納税相談等でやっているという部分について、その納付、分納の監視というところでは確実にやってきているということで、それぞれ難しい、分納が難しくなったというところの時点で、お話をいただきながら、また納税相談を重ねていくというような形で、一方的にその部分を、約束をほごされてしまいますと、なかなかやはりうちのほうも公権力の行使、納期内納税者の公平性、公正性ということを担保しなければなりませんので、そういったところの公権力を行使せざるを得ないことになっています。

以上でございます。

○5番(森田真一君) 納税者の公平ということかというと、ハードな対応をしなきゃいけないときがあるという、これは確かにそうなんですけれども、ただそのときに、じゃ市役所から見たら納税者、公平に扱わなきゃいけないというのは確かにあるんですけども、じゃ納税者が納税できないという、その個々の事情がみんな同じかというと、当然のことながらそんなことはなくて、先日、相談に行ったとき、あれたしか6月ぐらいだったと思いますけど、この事例でいったら、1つは、ことしは改元がありましたので、5月は連休が10日ぐらいあったわけですね。公務員は余りそうでもなかったからびんとこないというのはありますけども、民間だと10日ぐらい休みがあって、大型レジャーだねみたいな話、ニュースでやってましたけども、建設労働者の方なんかで、日給、月給の方なんかだと、10日、働けない日が続くという、こういう関係になりますから、ふだんだったら幾らもらえるものが3分の2になっちゃったとかいうようなことが起こって、それでそれまで定期的にちゃんと払ってたものを払えなくなっちゃったというようなことが実際にありました。

ことし、もっと夏で言ったら7月なんかかなり雨が続きたりだとか、天候などによっても、やっぱり働く日が少なくなっちゃうという方が今いらっしゃいますから、本当に人によって条件が違いますし、その条件に合わせてながら、やっぱり払う能力がどれだけで、それに見合った払い方を続けてもらうという、そういうことに着目していただく必要あるんじゃないかなって思っております。

本来、国税通則法なんかは、長い納税者の戦いもあって、そういう立場で納税者の権利を保障しているというふうに、私たちは理解してるんですけども、地方税の場合ですと、とるときの話でいうと、しばしば国税通則法に準拠してということと言われるんですけども、こういった納税猶予したり、失効停止したりとか、そういうようなことかというと、必ずしも通則法どおりやってるとはちょっと思えない側面があるんですよね。これ全国でもやっぱりかなり問題になってて、先日も私、ある会合で、やっぱりそういう全国の様子、聞く機会があったんですけども、東大和は徴税部門は市の職員さんが公権力の行使の部分ではちゃんと残ってるよと、そこで意思決定してるよというふうになってるわけだけでも、地方になんか行くと、もうそれもほとんど形骸化しちゃって、圏域だとかそういうので一部事務組合をつくったりだとか、徴税だけが独立して、とにかく取り立て組織になっちゃってるとか、こういうようなことすら今起こってて、大きな問題になってます。東大和の場合、当然、一生懸命やっていただいているの、日ごろ接しててわかってますけども、私、だんだんだんだん、やっぱり今の徴税の部門が、今まで本当に住民の暮らしに寄り添って、一つ一つ丁寧にやってきてくれた、そういうふうなことも肌身で感じてますけど、だんだん窓口のところであれば民間委託が進む、それからその公権力の真ん中にいるはずの公務員の人たちも、仕事の中身においてどんどんどん空っぽになっていく、こういうふうになったら本当に困るなということ、やっぱりそのときにお話を聞いてて思いました。

改めて伺いますけども、この差し押さえ等の執行に当たっては、国税通則法に準拠した形で行っているというふうに東大和では理解をしいいのでしょうか。

○納税課長(中野哲也君) 私ども法に基づいた滞納整理ということでやっておりますので、それにのっとった

形でやっております。なので、市独自で運用基準であったりとかっていうことでやっているということではございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） じゃ、マイルールじゃなくて、ちゃんと国税通則法などの法令に従って、準拠してやっているというふうな御答弁であったものと理解をさせていただきますので、その方法でよろしく願います。

ああ、ごめんなさい。国税徴収法か、失礼しました。訂正してください。

では、次、伺いたいと思います。

それでは、大項目3の高齢者の介護についてなんですが、資料いただきました。ありがとうございました。この表を見ると29年度から30年度にかけて、利用がこの数の上ではほぼ倍以上ということで、急速にこのサービスが利用されているということは明らかなんですが、一方、全国の状況どうなってるんだろうかっていうのがちょっと気になりまして、資料を探してみましたら、ちょうど国も直近になって介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況、平成30年度っていう調査を行っていたんで、それを見ました。

それ見てみますと、全体としては介護予防訪問介護、これ旧の介護保険の制度ですね——からが、国基準相当サービス、これは総合事業の中のほうですね——に1回置きかわって、置きかわりつつ全体には、サービス全体は緩和型サービスのほうに移行しているというようなふうに資料が載ってありました。東大和でも大体そういう推移をしているというふうに理解していいんでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年4月に当市では事業を開始いたしました。平成29年度中は介護保険の予防給付の通所と訪問サービスからの移行期間でございまして、要介護、要支援認定を受けている方の更新時に、対象の方について随時総合事業への移行を行いました。平成30年度から年間を通じて全ての対象者の方に総合事業が利用されるようになりました。この完全移行により、平成30年度の総合事業の実績は平成29年度に比べ2倍以上に増加しております。なお、今年度、平成31年度につきましては、7月までの実績になりますが、平成30年度とほぼ同様の実績となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 同時にこの国の資料を見ますと、訪問型サービス、家事援助、もう開かれた家事援助サービスですよ。家事援助サービスの伸びが、実は通所の伸びなんか比べて低くなってるんですよ。私はこれ、まさしく国のもくろみどおり、家事援助サービス、極力抑制していくっていう、こういう流れに、そのとおりになってるんじゃないかなって思うんですけども、東大和市の場合ですと、こういう傾向があるかどうかってこと、ちょっと確認させてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 資料要求でお渡ししたものが、平成30年度の実施状況と平成29年度の実施状況をお渡ししたんですが、増加率としては、一番増加率が高いのは、今おっしゃられた訪問の緩和型サービスが一番多くなったということになります。単価が少し安いので、金額的にはすごくふえたというふうにはなっておりません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この表では、ごめんなさい、私これ、私の資料の要求の仕方が余り適切じゃなかったということもあって、介護予防訪問介護、介護保険で賄っている、29年度はまだそこ残ってるんで、やっぱり本

当はそこと足して、トータルでどうなったのか、サービス料どうなったのかっていうことを確認しとくべきだったんですけども、差し当たってこんなにこう変化してるっていうところもつかんでなかったものですから、まずこれ出していただいた上で、またもう少し私たちのほうでも調べてみたいと思っておりますので、今回は決算委員会等もありますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思っております。これについては、このように確認しておきたいと思ひます。

それから、市の認定ヘルパーの育成の状況についてお伺ひしたいと思ひます。これも資料つくっていただきましてありがとうございます。30年度は前年に比べて大きく減っているようにお見受けするんですが、この理由、それから今後についてどのようになっていくか、市のほうでのお考えを伺ひたいと思ひます。

○福祉部副参事（原 里美君） 市の認定ヘルパーの養成者数でございますが、平成30年度は、平成29年度に比べ減少していますが、それについては平成29年度には総合事業の緩和型サービスを提供する事業所の新規開設予定がありまして、開設に当たりその事業所の方が養成講座を受講したという経緯がありました。そのため平成29年度は比較的多い実績になりましたが、平成30年度はそのようなことはございませんでしたので、減少したということになります。今後につきましても、認定ヘルパー養成講座は引き続き実施いたします。周知方法などを工夫しながら、多くの方に参加していただきたいと考えております。また、あわせて総合事業と認定ヘルパーについての周知を、市民のほかケアマネジャーや介護サービス事業所などにも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） このところでも、やっぱりこれが問題になるんですが、国の調査でも、実施に当たってこの課題を聞いてるんですが、実施主体、担い手がいないって答えてるのが6割弱と最多になっていました。多分この状況と非常に重なってるんじゃないかなと思うんですが、同時に今後このサービスをどうするかっていうことについても、このアンケートは実際に尋ねています。そうしますと、現状維持が4割、それから検討中か未定が4割で、都合8割は今動きがとれないと。これ拡大していくべきなのか、それとも畳んでいくべきなのか、判断できないっていう事態になっている。それが、その理由の多くが、人手、担い手の確保ができないっていう問題になってるかと思ひます。そういう意味でいうと、これ東大和も決して人ごとではないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成30年度が本格実施の初年度ということでようやく1年がたったということでございます。したがって、現在のところ私どもとしてはこの事業につきまして、大きな方向性の変更をすとか、そういったことは一切考えていないということでございます。

なお、国につきましては、ことしの10月に介護保険サービスに関することですが、消費税率の改定に伴った単価改正ですとか、あるいは特定処遇改善加算というものを導入いたします。先ほど議員のほうは、担い手不足というふうにおっしゃいましたけれども、当市におきましても、この総合事業につきまして、同様に単価改正ですとか、あるいは特定処遇改善加算に相当するものを導入したいと、このように考えております。これによりまして、総合事業のサービスを提供する事業者の経営の安定、あるいは従事する職員の処遇の改善などにつながるものと考えております。

以上であります。

○5番（森田真一君） 国は今度は要介護1、2の方も介護保険から外してサービスを、この自治体の事業に移

していくっていうような話も新聞報道でつい最近出たばかりなんで、今、この要支援1、2の方たちのサービスを自治体の事業にしたばかりで、今こういう現状があるのに、この先一体どうなるんだろうかっていうふうに思えてならないんですが、やっぱり我が市もちろんそうですけど、非常にこの現状を維持するにもね、非常に御苦労されているっていうことが、今の御答弁なんかでもうかがい知れたところであります。

介護の現場で担い手の方たちがどれぐらい御苦労されてるかっていうことは、6月議会でもちょっと具体的な例を挙げてもお話しさせていただきましたので、ここでは重複はいたしませんけれども、ぜひよい介護ができるように、これももうどこでも言われてるからもう間違いないと思いますけど、これもやっぱり賃金の問題だと、ひとえにそういうふうと言われておりますので、抜本的な賃金の引き上げということも含めて、国などにも意見を、市長会を通じて働きかけていただきたいということをお願いして、この項目を終わらせたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、学校施設及び備品等の整備の改善について伺います。

それでは、初めに学校の教室、体育館その他の部屋の冷房化に関してお伺いしたいと思うんですが、お話ししましたとおり、私も共産党市議団、3人で小中学校15校、お伺いして視察、実態調査を8月の末にしてまいりました。調査に当たっては、教育委員会を初め皆さんには大変お世話になりまして、何よりも学期明けで対応していただいた校長先生、副校長先生にも本当にありがたく思っております。

それでは、そこで見たところで幾つかの気づいた点、かいつまんでお話ししたいと思います。

共通して、今回、上がりましたのは、用務員室、それから給食配膳室、ここに冷房がなくて、暑い中、働いてる用務員さん、それから給食配膳の方がかなり苦労してお仕事をされてるっていう、こういうお話をほとんどの学校で聞きました。この用務員室や給食配膳室については、基本的には学校の予算でエアコン等をつけるっていうふうになるそうではありますが、つけたところは1つ2つありましたけども、全体には暑い中で働いていると。実はこの夏、給食配膳員の方、これは当市ではないですけども、やっぱり同じような環境で働いてる方で、この夏の猛暑の中、お仕事をしてお仕事で作業中に熱中症になってしまったと、こういうような方のお話も聞いたばかりでありましたので、この部分を確認してまいりました。

それから、学校体育館の冷暖房化、速やかに全校で開始していただけるということで、校長先生たちは本当に喜んでおられましたが、ただ差し当たって間に合わせなんですけども、今度の冬なんですけれども、冬場の体育館の活動するのに、大型ヒーター、これは体育館で書き初め展やったりだとかいろんなことやるんで、卒業式等々も寒いですし、そういったことで大型ヒーター入れてほしいんだというお話を聞いたり、また先行してクーラーの専用機等、早目に入れていただいている学校もあるんですけども、これが大分老朽化してて故障をしている。

それから、音楽準備室などでは楽器が置いてあるんですけども、かなり高温になるんで、この楽器の管理、大丈夫なんだろうかっていうような、エアコン、必要なんじゃないだろうかっていうお話も出てました。

それから、事務室のクーラーが故障してるとか、これ直していただく必要あるかと思うんですけど、こういったものですか、あとはそうですね、空調関係でいうと、こういうお話を聞きました。御一緒していただいた中で早急に着手する必要があるとか、こういうふうに改善したらどうかっていうのを、御見解あればいただきたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 学校の児童・生徒が利用いたします一般教室と特別教室につきましては、全ての教

室において整備済みのところでございます。

このうち音楽室についてであります。昨年度、第二中学校でエアコンの更新工事を実施いたしました。今般、第三中学校の音楽室のエアコンにつきましても、その更新の工事費を補正予算に計上いたしまして、ここで御承認いただいたところでございます。

小学校の音楽室につきましては、老朽化しているエアコンがあることは認識しておりますことから、今後も更新を検討してまいりたいと考えております。

また校舎内における空調関係の備品についてであります。第九小学校の事務室のエアコンにつきましては、先月ですね、取りかえが完了しておりますところでございます。

体育館につきましては、整備に向けて現在設計を行ってるところでございます。令和2年度に工事のほうを計画しておりますところでございます。

また、用務員室と配膳室につきましては、一部の学校を除き、エアコンがまだ未整備という状況であります。近年の猛暑を受け、環境改善に努める必要性について、課題として認識しているところでございます。休憩場所として空調のある部屋を使用できるよう、各学校にも依頼をして対応しておりますところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

次に、トイレについてなんですが、この間、この議会でもさまざまな方がトイレの洋式化と、それから臭いトイレ、この改善をということで質問をされておられたかというふうに思います。私どももその一つでありました。ここで回って気がつくのは、数年前に回らせていただいたときと比べると、非常に改善が進んだという印象を、まず第一印象として受けました。特に今回、入れていただいた、小学校1年生から洋式化、進めているということで、トイレの便座も洋式化だけでなく、シャワートイレのタイプにされたりとかして、本当に安心して使えるものになったのかなど。それから、あわせて床についても乾式のものに変えていただいているということで、相当においは抑えられてきたものというふうに理解をいたしました。

その一方で、乾式化等をしたところでも、男子トイレですけども、小便器についてはそのまま古いタイプ使ってるものなんかですと、においがどうも、そこからしてきているようにお見受けしました。これは多分、ものによって幾つかあるんだと思うんですけど、例えば上にタンクがあって、そこから水が出て掃除をするタイプのものなんかですと、その水の流れが均一じゃなくて、余り流れないようなものがあったりですとか、そのためにわずかながら尿が残ってしまうとかいうようなものもありましたし、それから配管そのものですね、配管そのものについて大分老朽化してるんで、ちょっと交換しないとかかなり無理なんじゃないかっていうようなお話をいただいたところもございました。特に困っているっていうことでいうと、修繕で対応しようと思ったら、もう便器そのものが相当古いものなんで、部品そのものがなくて、よそで廃校になったところの便器を業者さんがとつといて、そこから部品をとって直して、何とかやりくりしているというようにお話も聞いたところなんですが、これもかなり限界にきているということなんで、そのところでは新たな便器の購入にしてほしいという要望なんか伺いました。

いかがでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 学校のトイレにつきましては、さまざま課題がございます。そういった中でも個別にですね、小さな修繕からですね、できる限りのことをやって、ふぐあいのないようにしてるところでございますが、やはり議員のおっしゃったように、便器が型が古かったり、配管の老朽化等がございますので、こう

いったところは今後の課題といたしまして、計画的に大規模な改修工事において、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） よろしく申し上げます。

それから、これちょっと予想外だったんですが、せっかくこの1年生、2年生のトイレ、きれいにしていたいたんですが、大便器、流し残しになっちゃったりしてるもの結構見かけたんですね。ちっちゃい子だからそんなもんなのかなって私、思ったんですが、幾つか学校を回ってるときに、こういうことがあり得るんじゃないかというふうに先生から言われたのが、今マンションがいっぱいできて、子供たちふえた学校なんかが多いもんですから、その今どきのおうちのトイレというのが、ふたもあいて、勝手に座って、勝手に流してってという、こういう全自動型のうちなんかも結構あるもんですから、こうやって水洗コックを押してとかいうのが、やり方がわからない。こういうおたく結構、実はあるんじゃないかって話をしました。それで、多分それに対応したんだと思うんですが、用務員さんが気をきかせて、そのハンドル式のコックに補助レバーをつけて流しやすくしてあげるっていうことを自作でやったっていうようなことを、そういう工夫をした学校もありましたんで、なかなかこういうのというのは、こんなこと1つでも本当に難しいもんだなあということを改めて思った次第であります。

それから、この便座の改修、小便器の改修については、計画的に進めていただけるということで、大体これは最終的には何年度ぐらいで完了するというふうに踏んでおられるのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） トイレの洋式化につきましては、今年度までが小学校を対応しています。来年度は計画としては中学校5校で対応してまいりたいと考えております。全体の洋式化率としては50%を目指しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時57分 延会